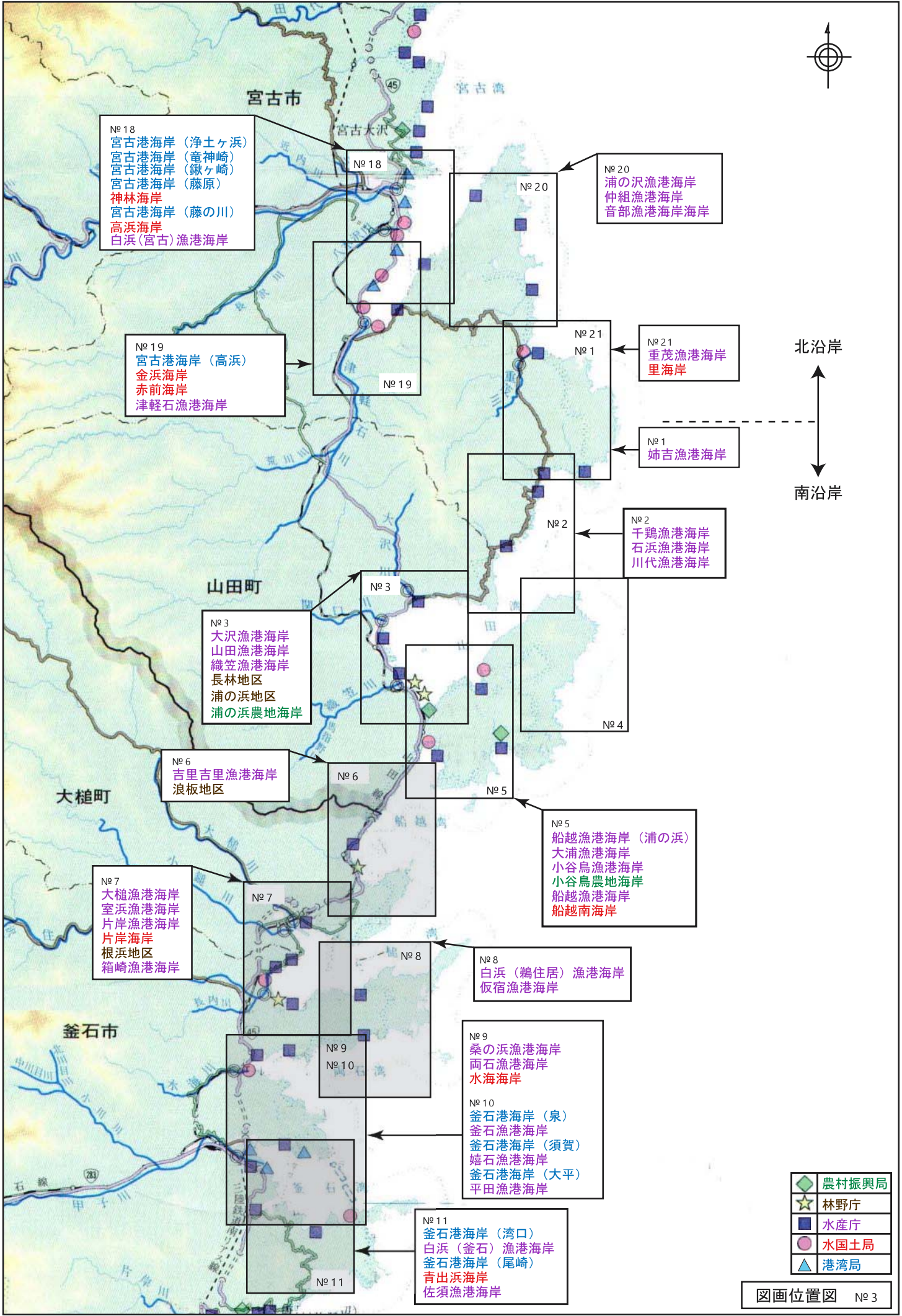


添付図

- ① 海岸位置図
- ② 海岸保全施設の整備方針図と
整備箇所整理表
- ③ 海岸保全施設による受益の地域
及びその状況（別表計画事項）

①海岸位置図



№ 18
 宮古港海岸 (浄土ヶ浜)
 宮古港海岸 (竜神崎)
 宮古港海岸 (鎌ヶ崎)
 宮古港海岸 (藤原)
 神林海岸
 宮古港海岸 (藤の川)
 高浜海岸
 白浜(宮古)漁港海岸

№ 20
 浦の沢漁港海岸
 仲組漁港海岸
 音部漁港海岸海岸

№ 19
 宮古港海岸 (高浜)
 金浜海岸
 赤前海岸
 津軽石漁港海岸

№ 21
 重茂漁港海岸
 里海岸

№ 1
 姉吉漁港海岸

№ 2
 千鷲漁港海岸
 石浜漁港海岸
 川代漁港海岸

№ 3
 大沢漁港海岸
 山田漁港海岸
 織笠漁港海岸
 長林地区
 浦の浜地区
 浦の浜農地海岸

№ 6
 吉里吉里漁港海岸
 浪板地区

№ 5
 船越漁港海岸 (浦の浜)
 大浦漁港海岸
 小谷鳥漁港海岸
 小谷鳥農地海岸
 船越漁港海岸
 船越南海岸

№ 7
 大槌漁港海岸
 室浜漁港海岸
 片岸漁港海岸
 片岸海岸
 根浜地区
 箱崎漁港海岸

№ 8
 白浜 (鶴住居) 漁港海岸
 仮宿漁港海岸

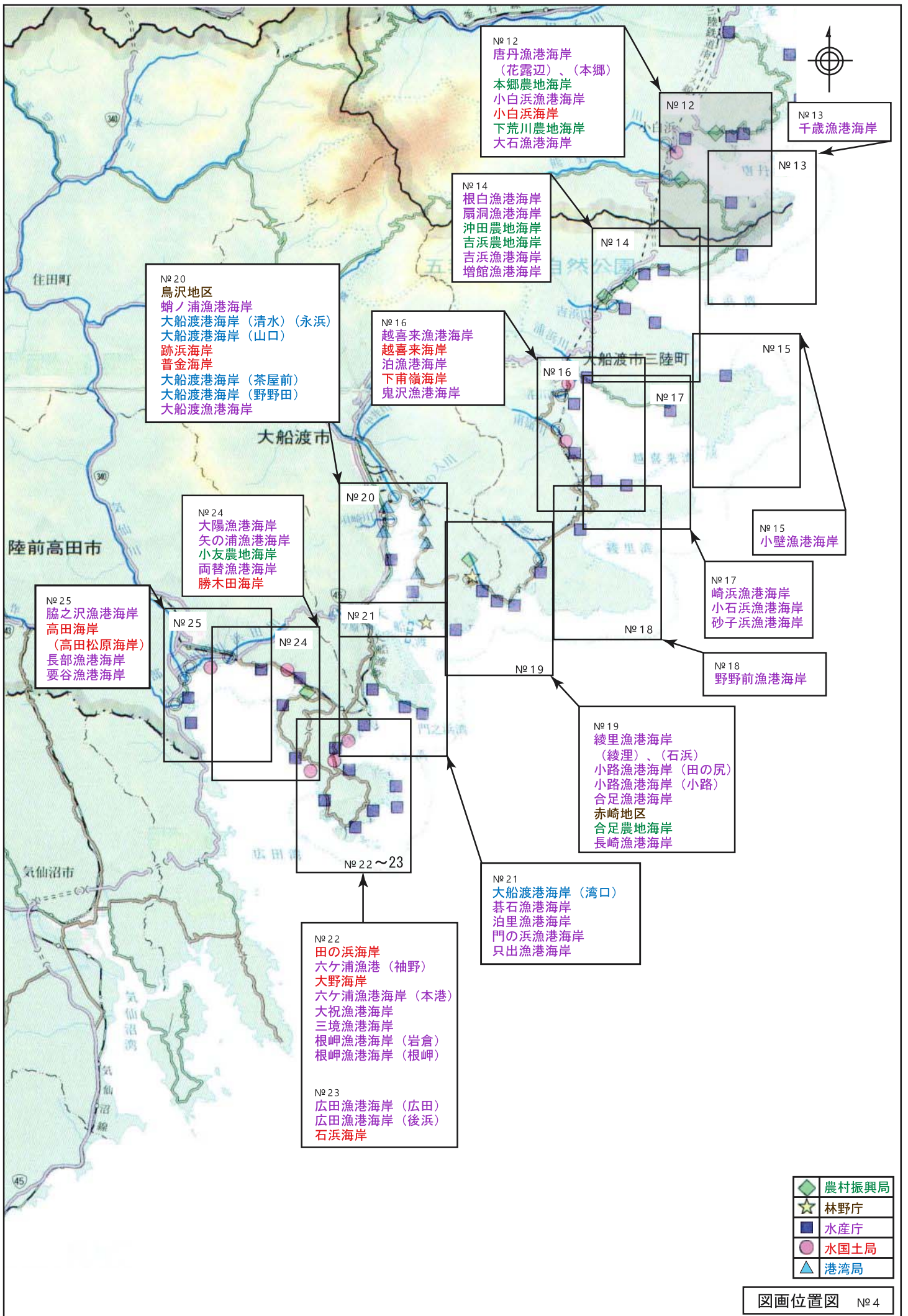
№ 9
 桑の浜漁港海岸
 両石漁港海岸
 水海海岸

№ 10
 釜石港海岸 (泉)
 釜石漁港海岸
 釜石港海岸 (須賀)
 嬉石漁港海岸
 釜石港海岸 (大平)
 平田漁港海岸

№ 11
 釜石港海岸 (湾口)
 白浜 (釜石) 漁港海岸
 釜石港海岸 (尾崎)
 青出浜海岸
 佐須漁港海岸

	農村振興局
	林野庁
	水産庁
	水国土局
	港湾局

図画位置図 № 3



№ 12
唐丹漁港海岸
(花露辺)、(本郷)
本郷農地海岸
小白浜漁港海岸
小白浜海岸
下荒川農地海岸
大石漁港海岸

№ 13
千歳漁港海岸

№ 14
根白漁港海岸
扇洞漁港海岸
沖田農地海岸
吉浜農地海岸
吉浜漁港海岸
増館漁港海岸

№ 20
鳥沢地区
蛸ノ浦漁港海岸
大船渡港海岸 (清水) (永浜)
大船渡港海岸 (山口)
跡浜海岸
普金海岸
大船渡港海岸 (茶屋前)
大船渡港海岸 (野野田)
大船渡漁港海岸

№ 16
越喜来漁港海岸
越喜来海岸
泊漁港海岸
下甫嶺海岸
鬼沢漁港海岸

№ 15
小壁漁港海岸

№ 24
大陽漁港海岸
矢の浦漁港海岸
小友農地海岸
両替漁港海岸
勝木田海岸

№ 17
崎浜漁港海岸
小石浜漁港海岸
砂子浜漁港海岸

№ 25
脇之沢漁港海岸
高田海岸
(高田松原海岸)
長部漁港海岸
要谷漁港海岸

№ 25

№ 21
大船渡港海岸 (湾口)
碁石漁港海岸
泊里漁港海岸
門の浜漁港海岸
只出漁港海岸

№ 18
野野前漁港海岸

№ 19
綾里漁港海岸
(綾理)、(石浜)
小路漁港海岸 (田の尻)
小路漁港海岸 (小路)
合足漁港海岸
赤崎地区
合足農地海岸
長崎漁港海岸

№ 22~23

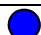
№ 22
田の浜海岸
六ヶ浦漁港 (袖野)
大野海岸
六ヶ浦漁港海岸 (本港)
大祝漁港海岸
三境漁港海岸
根岬漁港海岸 (岩倉)
根岬漁港海岸 (根岬)



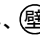




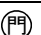

№ 23
広田漁港海岸 (広田)
広田漁港海岸 (後浜)
石浜海岸


◆	農村振興局
★	林野庁
■	水産庁
●	水国土局
▲	港湾局

図画位置図 № 4

②海岸保全施設の整備方針図と 整備箇所整理表

海岸で特に重要な観点	
	防護(津波)
	防護(侵食)
	環境
	利用
白抜きのは海岸保全区域外となる箇所での評価	

海岸保全施設	
 : 堤防、  : 護岸、  : 胸壁	沖合施設 ( : 離岸堤、  : 潜堤・
 : 消波施設 (消波堤、消波工)	人工リーフ、  : 突堤・ヘッドランド)
 : 水門、樋門、陸閘	 : 養浜、サンドバイパス
<p>橙字：工事中又は計画を表示</p> <p>黒字：既設（完成又は暫定完成）を表示</p>	

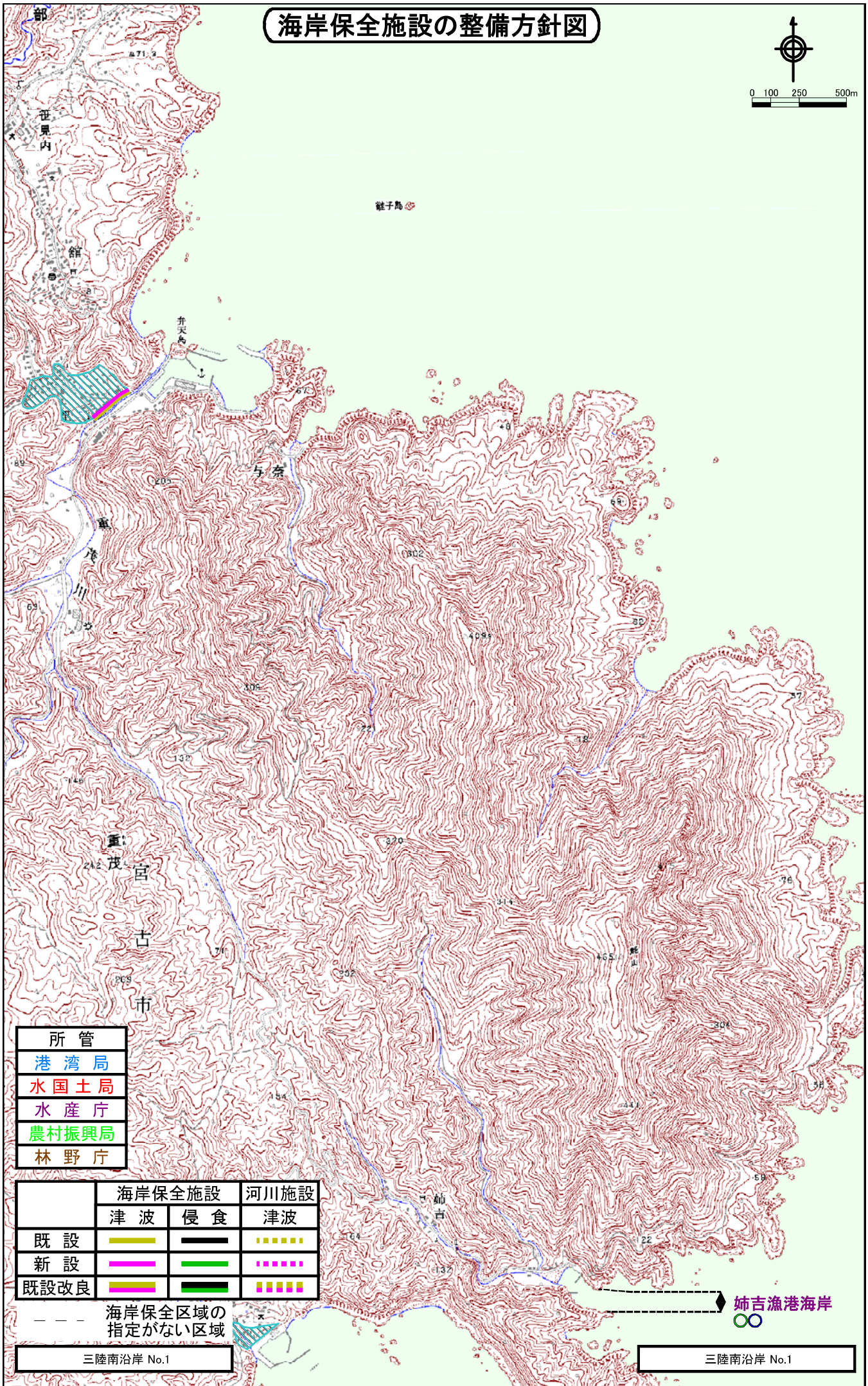
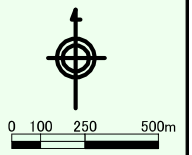
※  で示す受益範囲は、地盤高が堤防天端高以下となる領域。

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地地名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	済			津波	停食	防食	環境	利用	津波	停食	津波					
室古市	水市				姉吉漁港海岸	山間部に開けた港で、ワカメ・コンブ海が主体。周囲は崖海岸からなる。集落は漁港から離れたところに立地。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)							◎ 現状の海岸環境の継承。 □ 漁施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 漁施設の利用に配慮する。	—		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○停食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

姉吉漁港海岸

三陸南沿岸 No.1

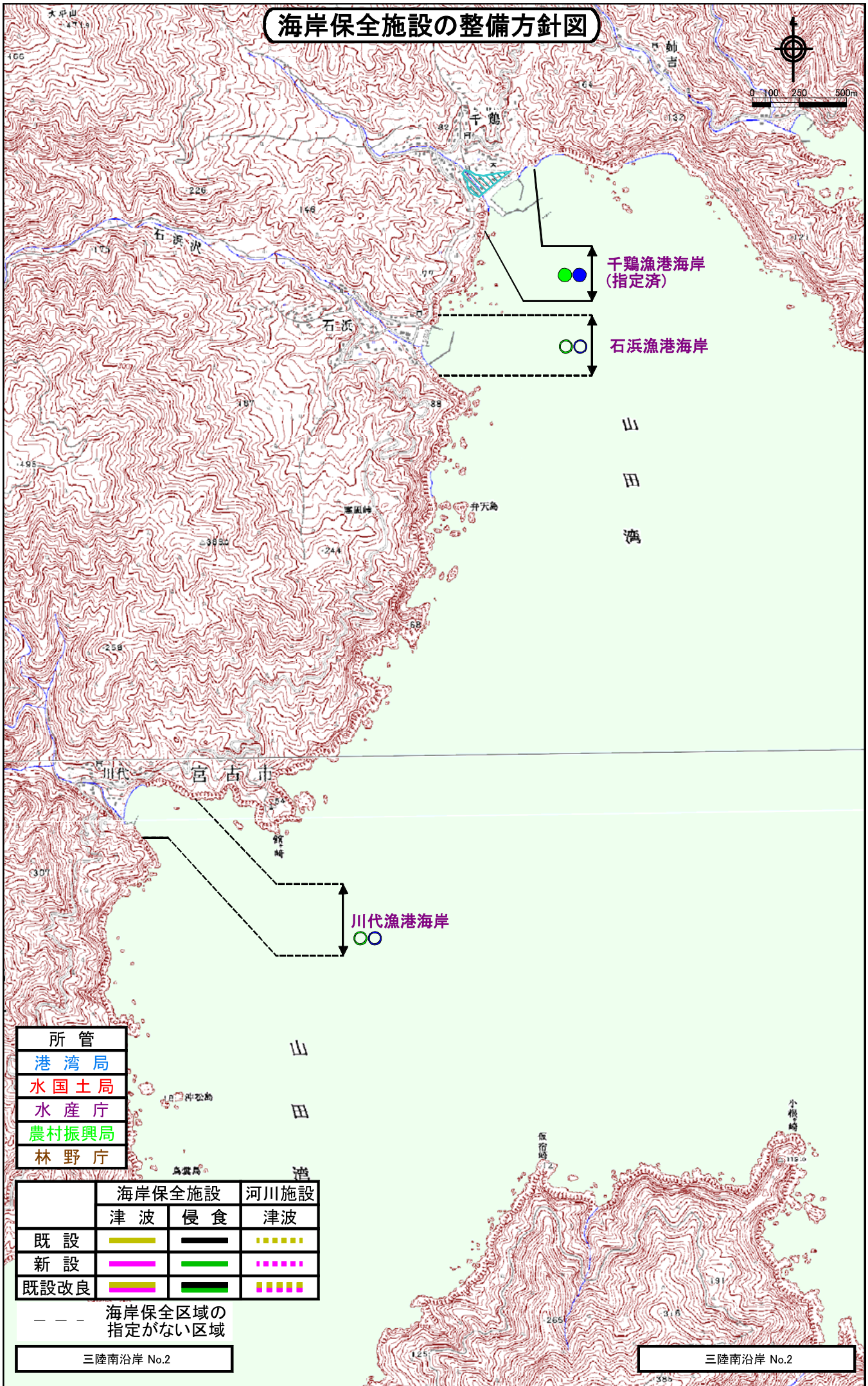
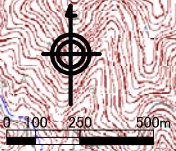
三陸南沿岸 No.1

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	要指定			津波	停食	防食	環境	利用							
宮古市	水・市		○		千鶴漁港海岸	産海産に位置する港で、定置網やワカメ、コンブ漁が主体。集落は高台に密集。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	停食	防食	環境	利用	◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市				石浜漁港海岸	大きな五石の浜が特徴の港であり、ワカメ、コンブ漁が主体。周囲は産海岸となっている。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	停食	防食	環境	利用	◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市				川代漁港海岸	山間部に開けた港で、ワカメ、コンブ漁が主体。周囲は産海岸となっている。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	停食	防食	環境	利用	◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○慢食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	山
水国土局	田
水産庁	湾
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.2

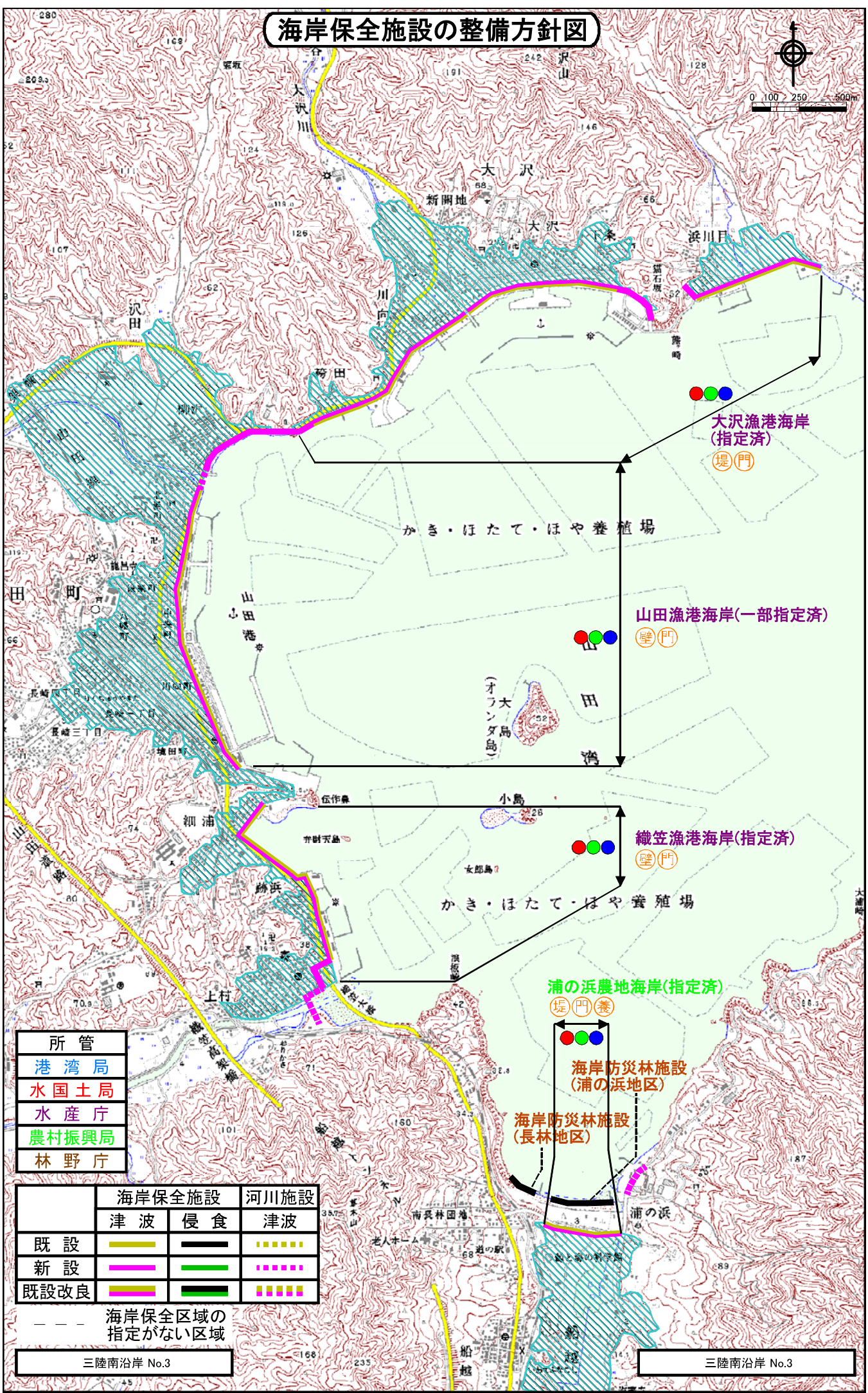
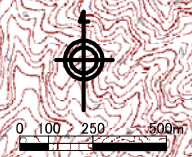
三陸南沿岸 No.2

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高(現況天端高)	侵食	防護	環境	利用					
山田町	水・県	山田湾	○	大沢漁港海岸	天然の良港であり、湾内は力キ、ボタ子の養殖も盛ん。背後は住宅密集地。	計画天端高 (現況天端高) T.P.+9.70m (6.60m)	侵食 (一)	防護 津波 ●	環境 ●	利用 ●	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁業活動の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防を堤防L=2820m 水門5基 陸間1基	漁民の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。		
山田町	水・県	山田湾	○	山田漁港海岸	静穏度の高い天然の良港で、力キ、ボタ子の養殖業が盛ん。背後は住宅密集地。	T.P.+9.70m (6.60m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁業活動の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	●	●	天端高T.P.+9.70mの堤防を堤防L=2250m 水門5基 陸間1基	漁民の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。			
山田町	水・町	山田湾	○	織笠漁港海岸	織笠川の河口に位置し、静穏な山田湾を利用した力キ、ボタ子の養殖が主体。背後は住宅密集地。	T.P.+9.70m (4.80m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁業活動の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	●	●	天端高T.P.+9.70mの堤防を堤防L=1329m 水門1基 陸間1基	漁民の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。			
山田町	林・県	山田湾		長林地区	山田湾の南部に位置する砂浜海岸。	T.P.+3.50m (3.50m)	○	△ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。			施設の健全度を維持・確保する。			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。		
山田町	林・県	山田湾		浦の浜地区	山田湾の南部に位置する砂浜海岸で、海水浴等の重要な観光地となっている。堤防背面は潮害防護林が整備されている。	T.P.+2.70m (2.70m)	○	△ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。			施設の健全度を維持・確保する。			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。		
山田町	農・県	山田湾	○	浦の浜農地海岸	山田湾の南部に位置する砂浜海岸。	T.P.+11.60m (6.60m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ○ 海岸保全に必要な施設を検討して、その整備を実施する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 利用者への安全性を高めるための質の高い海岸整備を検討し推進する。	●	●	堤防天端高をT.P.+11.60mとした堤防を整備する。	選路所、選路場所、選路跡所対策へのソフト面の充実により対応。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。 修繕を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に留意する。			

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○農食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎
利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.3

三陸南沿岸 No.3

整備箇所整理表

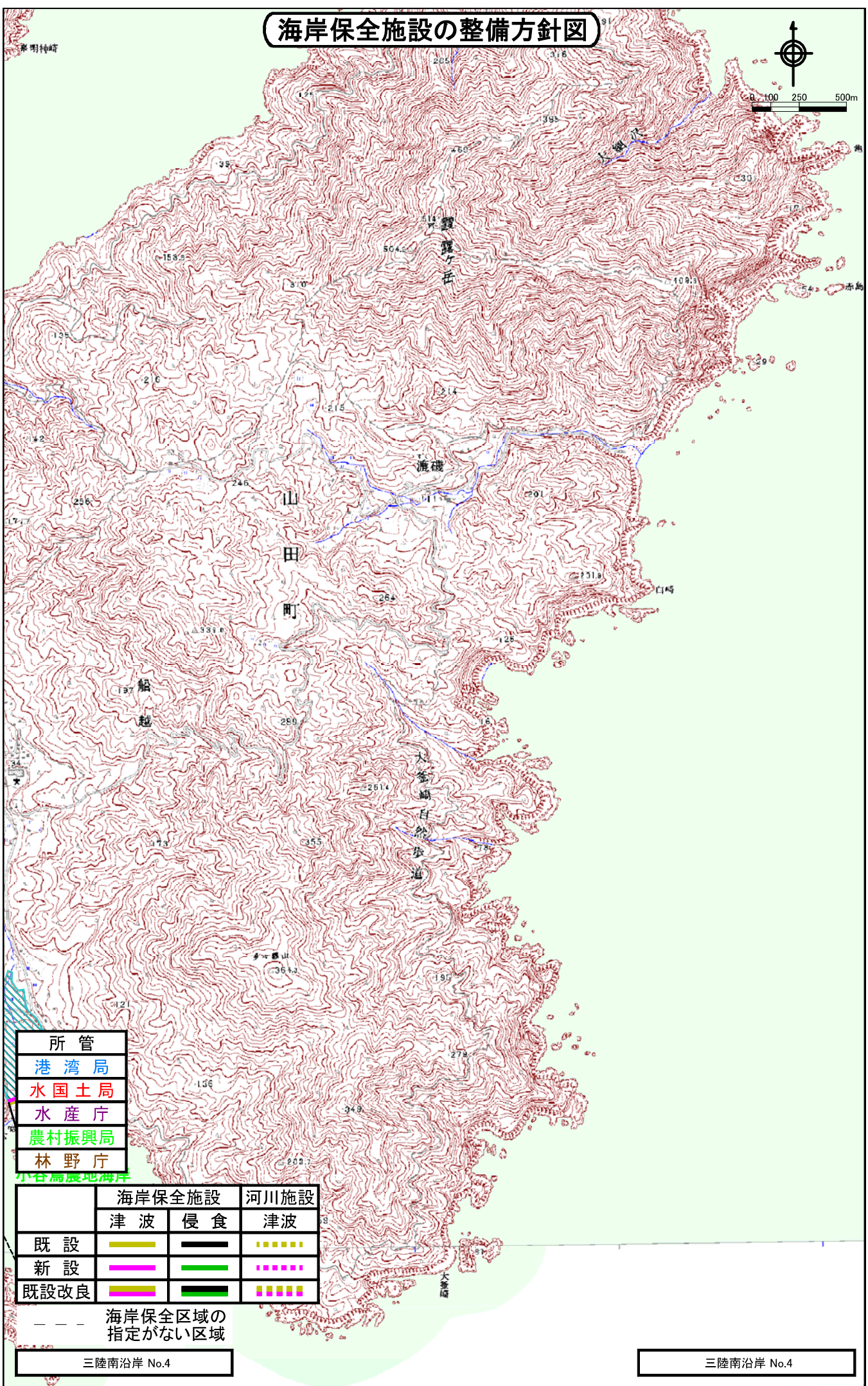
市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定済	要指定			津波	停食	防護	環境	利用	津波	停食	防護					

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○風食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.4

三陸南沿岸 No.4

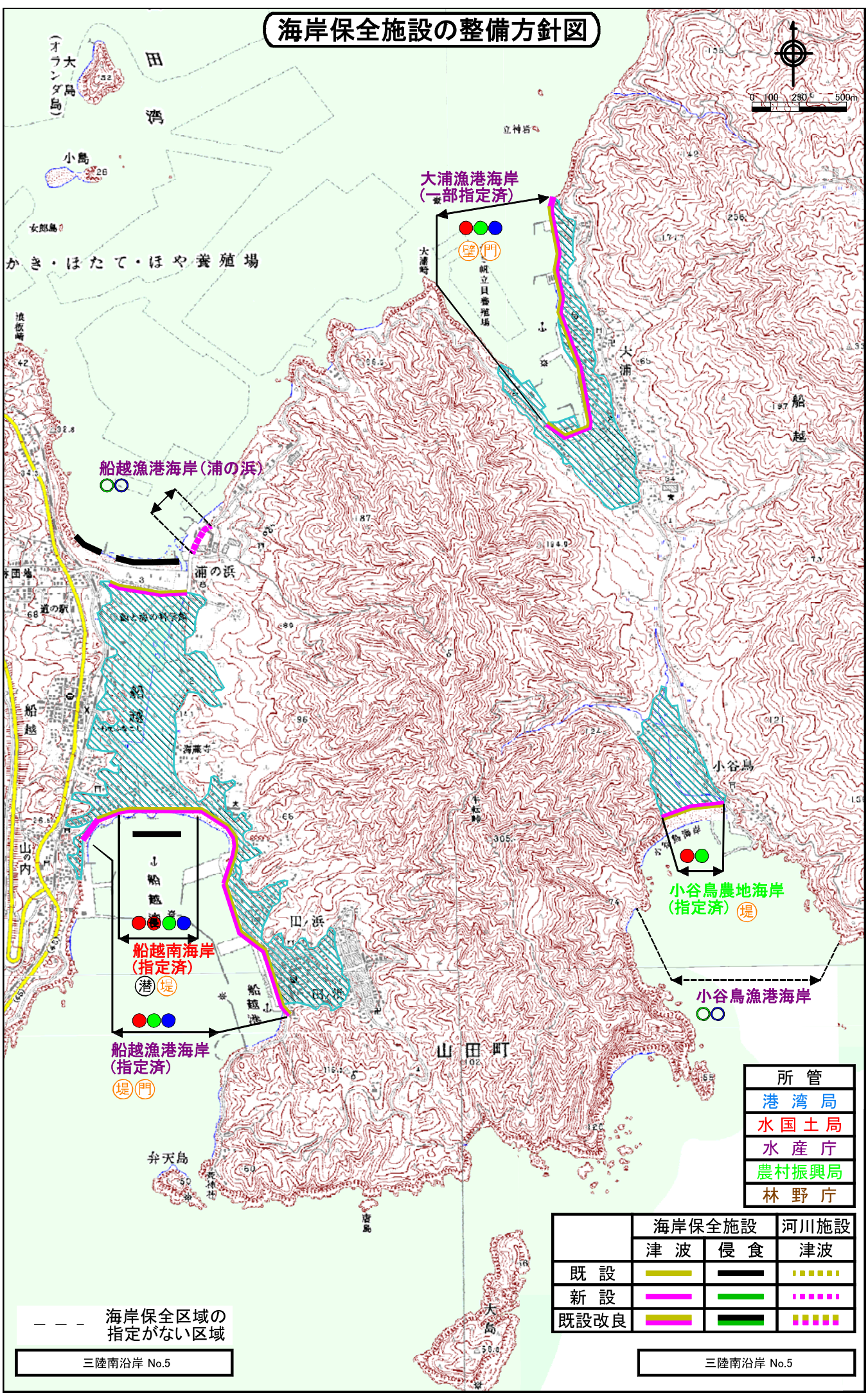
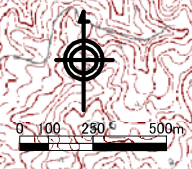
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高(現況天端高)	停食	防護	環境	利用					
山田町	水・県	山田湾	要指定	船越海岸 (浦の浜)	山田湾の南側に位置し、背後には道路及び福根関係施設等がある。	(一)	(一)	津波	○	○	◎	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	水・県	山田湾	○	大浦漁港海岸	天然の良港であり、力キ、ホウテの養殖が盛ん。背後は住宅密集地。	(一)	(一)	津波	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。磯浜環境の保全に努める。漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70m(6.60m)	—	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	水・町	船越湾	○	小谷島農地海岸 小谷島漁港海岸	小谷島農地海岸の前面に位置し、崖及び砂浜海岸となっている。ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ漁が盛ん。砂浜はコンブの干場。	(一)	(一)	津波	○	○	◎	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	—	—	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	農・県	船越湾	○	小谷島農地海岸	小谷島漁港の背後に位置する砂浜海岸。	(一)	(一)	津波	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。	堤防L=12.80m(8.00m)	—	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	水・県	船越湾	○	船越海岸	船越湾の遠奥側に位置し、遠奥側は砂浜海岸となっている。	(一)	(一)	津波	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。砂浜環境の保全に努める。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=15.60m 水門6基 陸間3基	—	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するためには必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、作業現前等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
山田町	河・県	船越湾	○	船越海岸	船越湾の遠奥側に位置し、背後は砂浜で、背後は公園(予定)。	(一)	(一)	津波	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。海岸保全に必要な施設を検討して、その整備を実施する。保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。現状の海岸環境の継承する。利用者の快適性を高めるための質の高い海岸整備を検討し推進する。	堤防手前壁高T.P.+12.80mとし た堤防を整備する。	堤防L=429m 人工リーフ1基(L=250m)	—	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。浸食を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の變化に留意する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○農食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



かき・ほたて・ほや 養殖場

大浦漁港海岸
(一部指定済)

船越漁港海岸 (浦の浜)

船越南海岸
(指定済)

船越漁港海岸
(指定済)

小谷鳥農地海岸
(指定済)

小谷鳥漁港海岸

所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——
新設	——	——
既設改良	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.5

三陸南沿岸 No.5

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定済	要指定			津波	侵食	防波	優食	環境	利用						
大瀬町	水・県	船越湾	○	○	吉里吉里漁港海岸	漁港施設が存在する。護及び砂浜海岸からなり、砂浜海岸は県内多数の海水浴場でファンシーリナーも整備済み。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	津波	優食	環境	利用	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ○ 砂浜の保全に配慮する。 ◎ 漁業・海水浴の利用に配慮する。 □ 漁業に対する安全性を確保するため の整備を行う。	堤防天端高をT.P.+12.80mとした 堤防を整備する。海切へのア クセス性を改善・向上させる。	堤防L=423m 胸壁L=300m 水門1基 離岸堤2基(L=200m)	砂浜の保全に努める。 海水浴場の利用に配慮する。 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び8年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、作業前等に使い、定期的な点検・整備を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。 また、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の質に留意する。
大瀬町	林・県	船越湾			漁村地区	堤防前面は片寄せ海岸として有名な浪歌海岸で、海水浴等の重要な観光地となっている。堤防前面は消雪防備保安林が整備されている。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	優食	津波	環境	利用	△ 保守高検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 整備に対する安全性を確保するため の整備を行う。 ◎ 海岸景観の保全に配慮する。 □ 利用者の快適性を高めるため、海浜の保全に努める。	天端高をT.P.+4.5mとした堤防を整備する。	堤防L=407m	当面は、避難路、避難場所、避難誘導対策へのソフト面の充実を図る。 海浜の保全に努める。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び8年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。

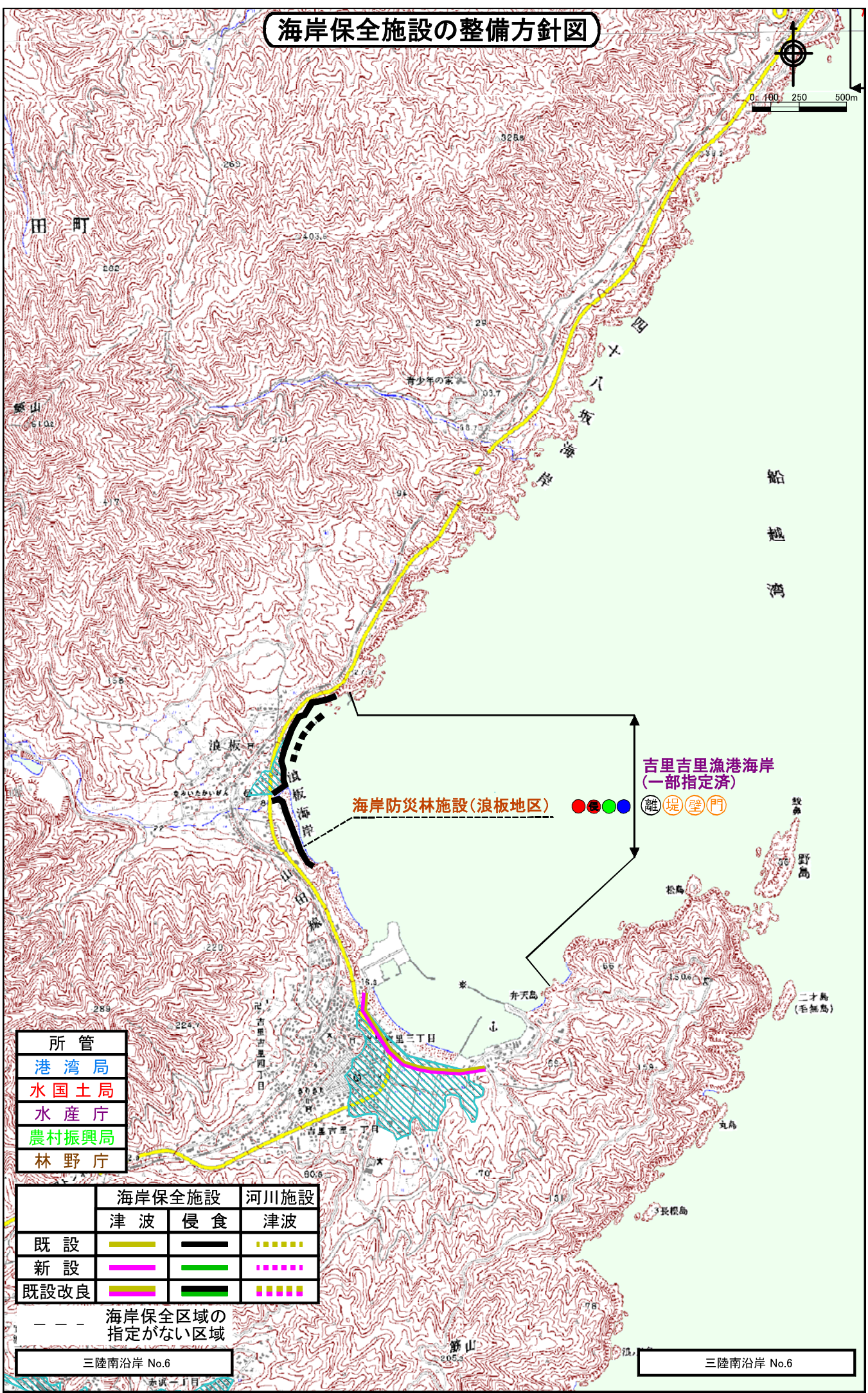
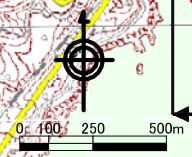
農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないものは：一般公共海岸など

環境対応：◎

利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



海岸防災林施設(浪板地区)

吉里吉里漁港海岸
(一部指定済)

-
-
-
-
- 離
- 堤
- 壁
- 門

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	■■■■
新設	——	——	■■■■
既設改良	——	——	■■■■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.6

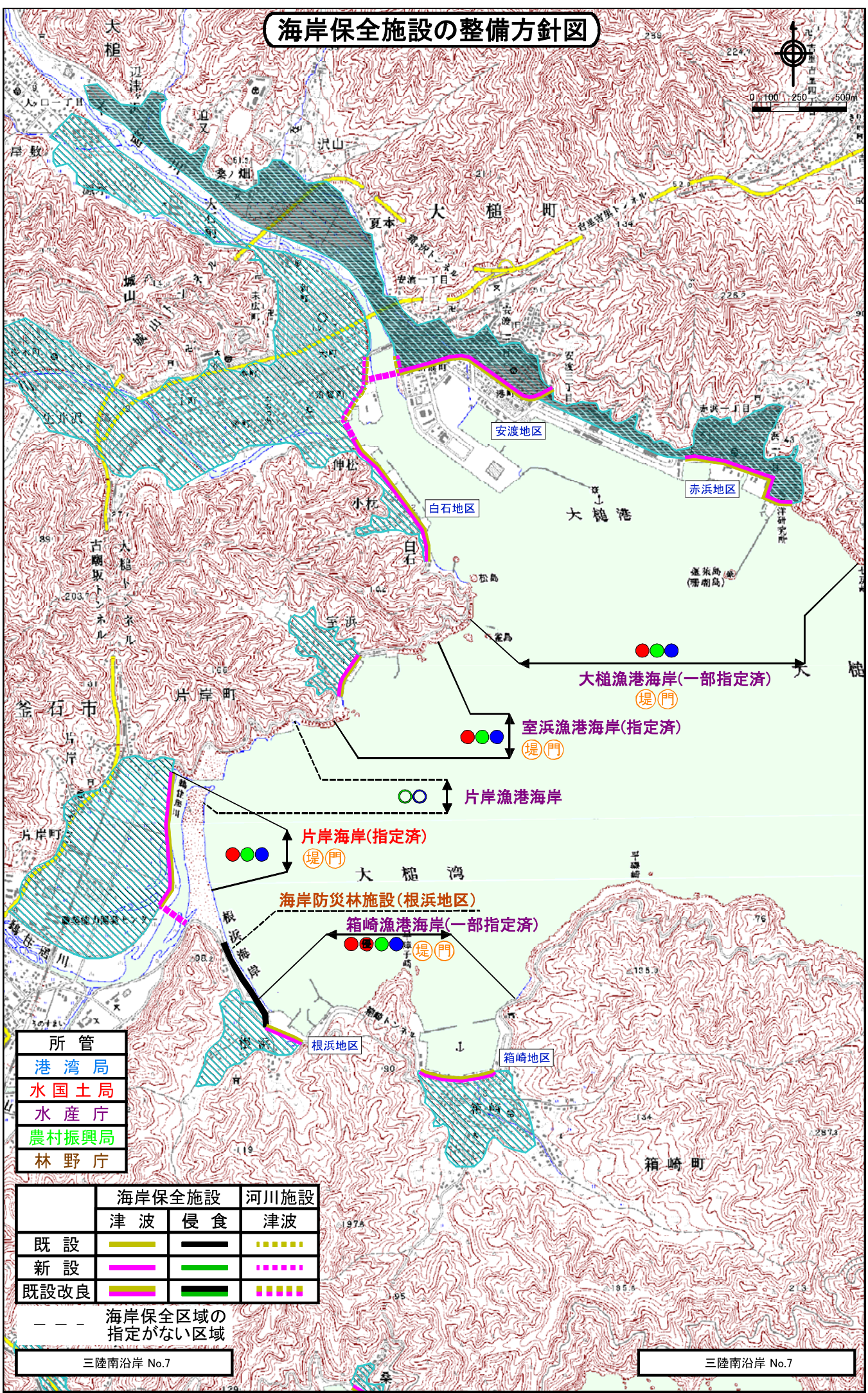
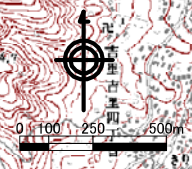
三陸南沿岸 No.6

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	食害	防波	侵食	優食					
大槌町	水・県	大槌湾	○	大槌漁港海岸	漁港施設が存在する。大槌川、小槌川の河口に位置する主要な良港で、背後は住宅密集地。	計画天端高(現別天端高) 赤浜・白石地 TP+14.50m (6.40m)	(一)	津波	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 防波堤の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 防潮施設の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防、T.P.+14.50mの堤防を整備する。水門(自動化)、陸門(自動化)の設置を継続する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=1008m 水門4基 陸門3基	磯浜景観の安全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。			
釜石市	水・市	大槌湾	○	釜石漁港海岸	山間部に開けた小湊で、ワカメ、コンブ、カキ、ホタテの養殖漁業が中心である。砂浜は少ない。	TP+14.50m (5.80m)	(一)	津波	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 若葉敷の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+14.50mの堤防、水門(自動化)を整備する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=284m 水門2基	磯浜景観の安全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。			
釜石市	水・市	大槌湾	○	片岸漁港海岸	大槌湾の支流、飯住川河口に位置し、ワカメ、コンブ、カキ、ホタテ等の漁業が盛んな漁業となつている。	(一)	(一)	津波	◎ 現状の海岸環境を継承する。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	-	環境及び生態系に配慮して計画・施工を行う。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。			
釜石市	河・県	大槌湾	○	片岸海岸	飯住川河口に位置し、河口部は野鳥の生息地となつている。前浜は砂浜で、背後は農地や民家。	TP+14.50m (6.40m)	(一)	津波	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 海岸施設周辺の環境の安全に配慮する。 □ 利用者の快適性を高めるため、保安に努める。	堤防天端高をTP+14.50mとした堤防を整備する。	堤防L=761m 樋門1基	当面は、遊歩路、遊憩場所、遊憩誘導対策への充実を図る。海岸の安全に努める。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。			
釜石市	林・県	大槌湾	○	相浜地区	堤防前面は県内でも有数の相浜海岸で、海水浴等の重要な観光地となつている。堤防前面は潮害防護保安林が整備されている。	TP+5.60m (5.60m)	(一)	津波	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 砂浜景観の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高をTP+5.60mとした堤防を整備する。	堤防L=749m 水門2基	砂浜の安全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。			
釜石市	水・県	大槌湾	○	箱崎漁港海岸	漁港施設が存在する。大槌湾の湾奥部に位置し、北側には相浜海岸やフィッシャリーナがあり、海水浴客等で賑わう。	TP+14.50m (箱崎地区) TP+5.60m (5.60m)	(一)	津波	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 砂浜景観の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+5.60mの堤防、T.P.+14.50mの堤防を整備する。水門(自動化)を整備する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=749m 水門2基	砂浜の安全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。			

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対策：●津波対策、◎風食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

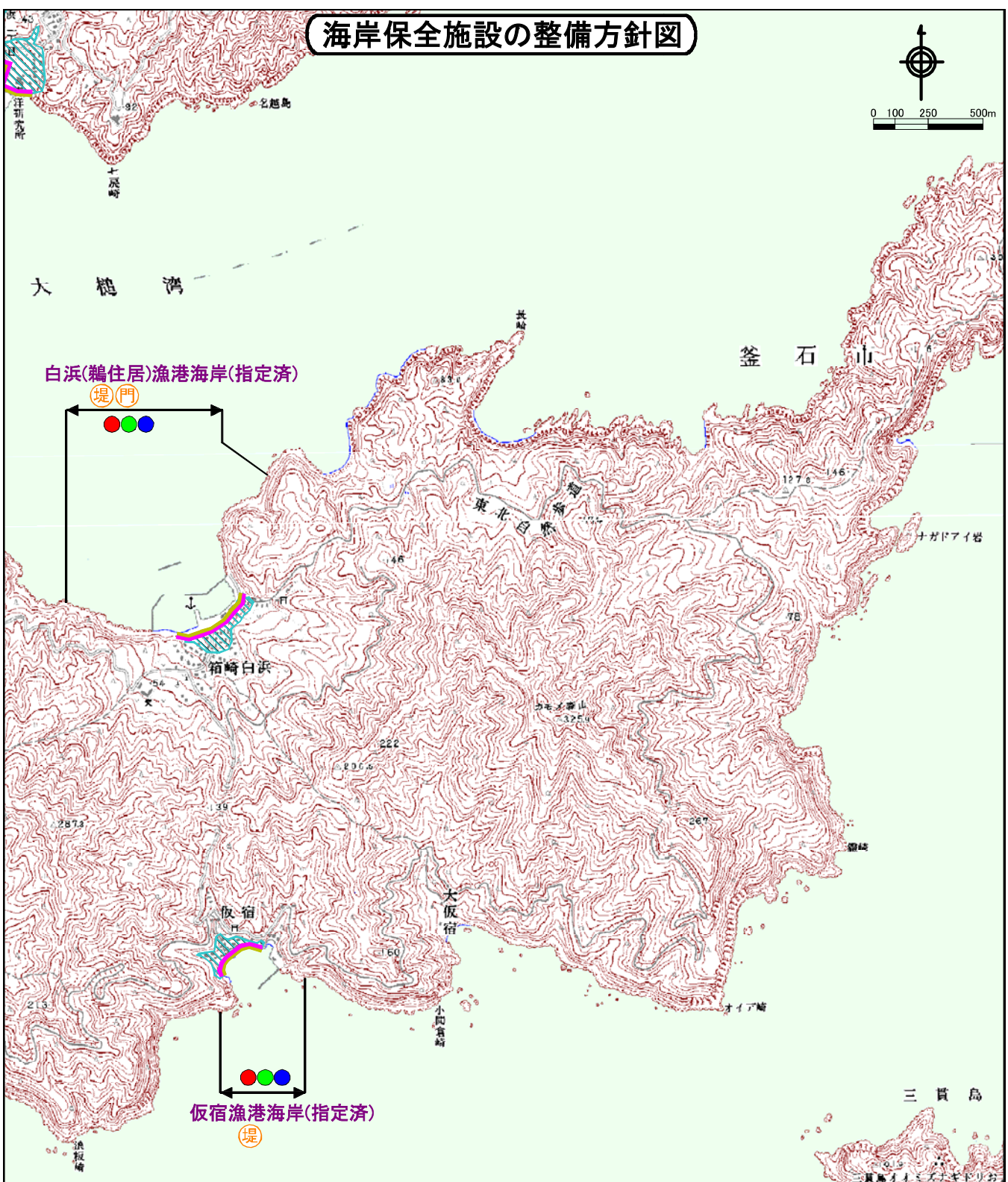
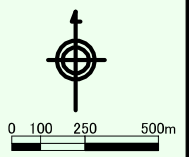
--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	済			津波	停食	防食	環境	利用					
釜石市	水・県	大槌湾	○		白浜(船住居)漁港海岸	漁港施設が存在する。山間部に開けた漁港で、背後は傾斜地となっており土地利用性は乏しい。	計画天端高 (現況天端高) TP+14.50m (6.40m)	計画天端高 (現況天端高) (一)	津波 ●	停食 ●	環境 ●	利用 ●	天端高T.P.+14.50mの堤防を整備する。水門(自動化)を整備する。現状の海岸管理を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=388m 水門2基	磯浜農親の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を維持するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、作業稼働等に使い、定期的な点検・整備を行う。
釜石市	水・市	阿石湾	○		飯宮漁港海岸	山間部に開けた小漁であるが、歴史は古く、カメ・ボタ子等の繁殖場が中心。殆どが崖海岸からなる。	TP+12.00m (6.40m)	(一)	津波 ●	停食 ●	環境 ●	利用 ●	天端高T.P.+12.00mの堤防を整備する。現状の海岸管理を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=182m	磯浜農親の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○優良などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



白浜(鶏住居)漁港海岸(指定済)



仮宿漁港海岸(指定済)



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.8

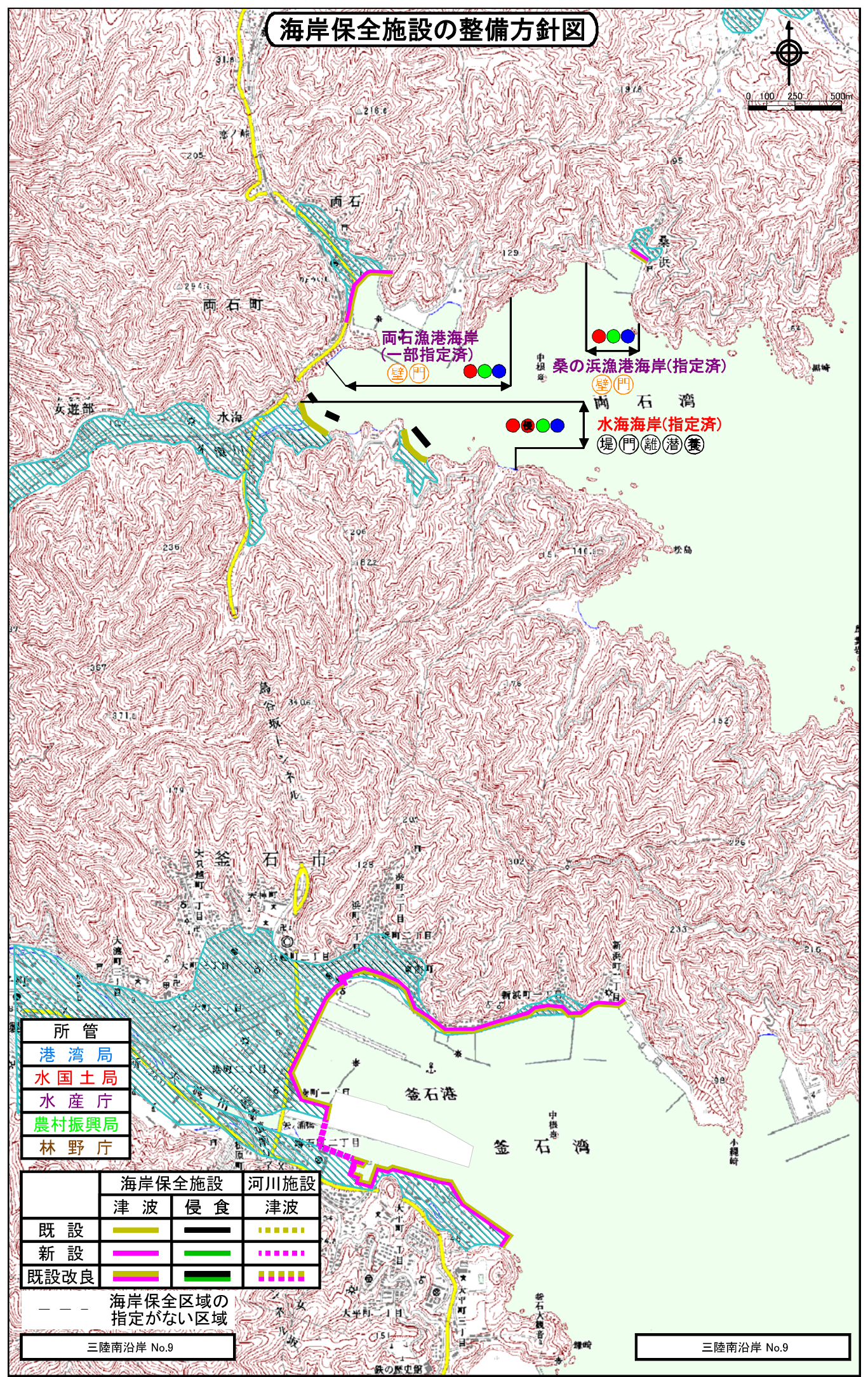
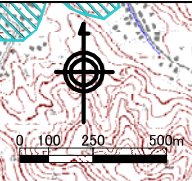
三陸南沿岸 No.8

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	防食	防食	環境	利用					
釜石市	水・市	両石湾	○	桑の浜漁港海岸	山間部の中流であるが、両石湾の湾奥部に位置し、天然の良港。過去の津波では壊滅的な被害を受けた。	計画天端高(現況天端高) T.P.+12.00m (9.30m)	計画天端高(現況天端高) T.P.+12.00mの隔壁 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 当漁港の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.00mの隔壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員L=180m 水門2基 陸間1基	磯浜漁観の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。			
釜石市	水・県	両石湾	○	両石湾の湾奥部に位置し、天然の良港。過去の津波では壊滅的な被害を受けた。	計画天端高(現況天端高) T.P.+12.00m (9.30m)	計画天端高(現況天端高) T.P.+12.00mの隔壁を確保する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 当漁港の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.00mの隔壁を確保する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員L=504m 水門1基	磯浜漁観の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。				
釜石市	河・県	両石湾	○	両石湾の湾奥部に位置し、天然の良港。過去の津波では壊滅的な被害を受けた。	計画天端高(現況天端高) T.P.+12.00m (12.00m)	計画天端高(現況天端高) T.P.+12.00mの隔壁を確保する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 当漁港の安全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.00mの隔壁を確保する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員L=250m 水門1基 磯浜2基(L=130m) 水門2基(L=190m) 養浜L=220m	磯浜漁観の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。				

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.9

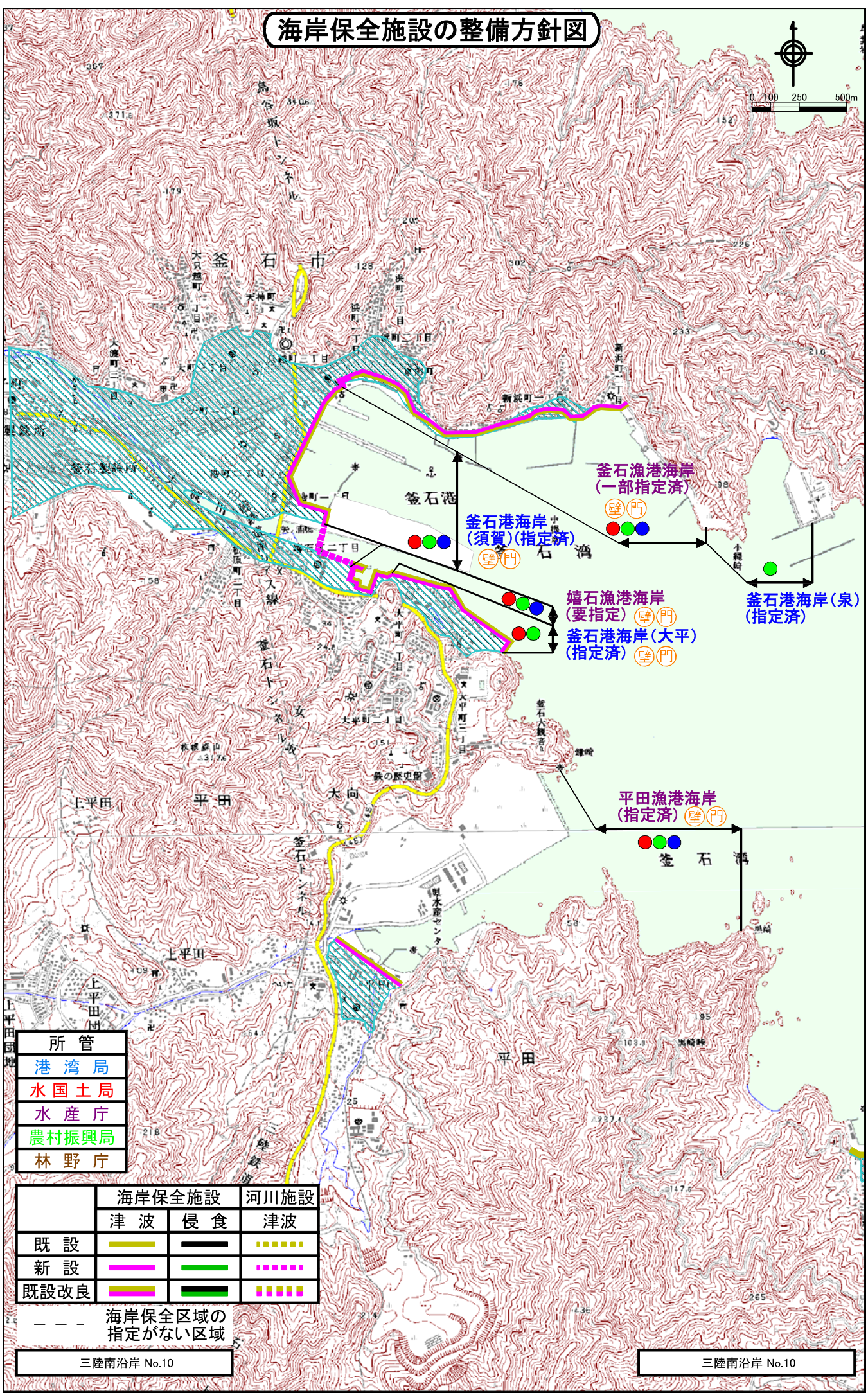
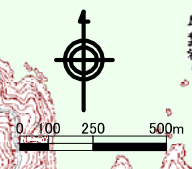
三陸南沿岸 No.9

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	備食	防護	環境	利用					
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石湾海岸(奥)	崖海岸からなり、背後は山地。保全対象がない。	(一)	(一)	●	●	●	◎	現状の海岸環境を継承する。	—	—	—	
釜石市	水・県	釜石湾	○	釜石湾海岸	背後に山地が迫る細長い港で、海浜区域と港浜区域が重複する。二重指定港。定置網等の沿岸漁業の中心港。	T.P.+6.10m (4.00m)	(一)	●	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 堤防・防風・防浪・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.10mの胸壁を水門14基、陸側7基を整備する。	磯浜景観の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石湾海岸(須賀)	釜石湾の湾奥部に位置し、水深が深い天然の良港。背後は道路・工場等が立地、連続して市街地。	T.P.+6.10m (4.00m)	(一)	●	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 堤防・防風・防浪・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境を継承する。 利用者の快適性を高めるため、保全に努める。	堤防天端高をT.P.+6.10mとした胸壁を整備する。	港湾施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	釜石湾	○	塘石湾海岸	甲子川の河口に位置する静穏な良港で、ワカメを中心とした海面養殖業が盛ん。背後は住宅密集地。	T.P.+6.10m (4.00m)	(一)	●	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 堤防・防風・防浪・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.10mの胸壁を水門1基、陸側1基を整備する。	磯浜景観の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石湾海岸(大平)	釜石湾の湾奥部に位置し、背後にはホテル・ミニマルと下水処理場と水産加工団地が立地。	T.P.+6.10m (4.14m)	(一)	●	●	●	◎	堤防天端高をT.P.+6.10mとした胸壁を整備する。	胸壁L=500m 水門2基 陸側1基	港湾施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	釜石湾	○	平田湾海岸	釜石湾の湾奥部に位置し、周辺は大規模な埋立造成が行われた。ワカメ、コンブ、ボクダテ漁が中心。	T.P.+6.10m (4.30m)	(一)	●	●	●	◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 堤防・防風・防浪・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.10mの胸壁を水門1基、陸側1基を整備する。	磯浜景観の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○慢食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎
利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



釜石漁港海岸
(一部指定済)

釜石港海岸
(須賀)(指定済)

平田漁港海岸
(指定済)

釜石港海岸(大平)
(指定済)

釜石港海岸(泉)
(指定済)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.10

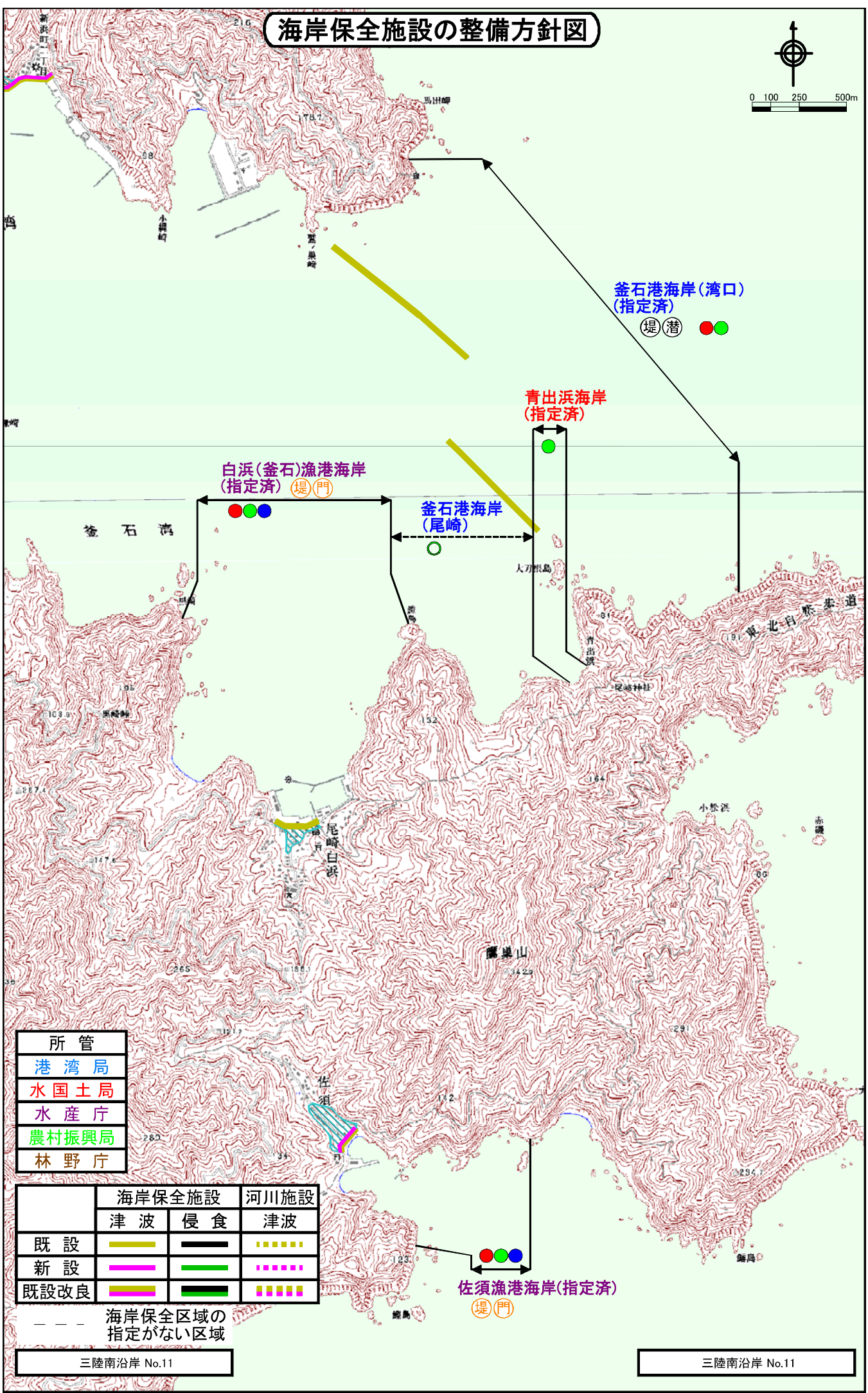
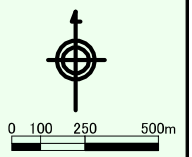
三陸南沿岸 No.10

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地名、字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高 (現況天端高)	防波	津波	侵食					
釜石市	港 県	釜石湾	○	釜石海岸 (湾口)	津波からの生命・財産防護、港内船舶高度向上による安全な岸壁高役、津波の遡上水際の確保のため、全長1080mの湾口防波堤を直轄で整備済み。	(一)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、適切な施設の維持管理を実施する。 ◎ 海岸環境の保全に配慮する。	防波堤L=1600m 溝堤L=300m	背後地蔵や遊休地の防護及び漁の利用を推進するため、災害復旧事業の整備促進を図る。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 △ 施設及び機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に準じ、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	釜石湾	○	白浜(釜石) 漁港海岸	山間部に開けた漁港であり、ワカメ、コンブ、ホトテシソウが中心、周辺は大部分が漁海岸となっている。	T.P+6.10m (6.10m)	(一)	●	●	●	天端高T.P.+6.10mの堤防を整備する。 △ 水門(自動化)を整備する。 ◎ 現状の海岸環境を継承する。 ◎ 現状の海岸環境を継承する。	堤防L=231m 水門1基	海岸景観の保全に努める。 ◎ 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 △ 施設及び機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に準じ、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	港 県	釜石湾		釜石海岸 (尾崎)	周辺は漁海岸で、背後は山地。保全対象がない。	(一)	(一)	○			現状の海岸環境を継承する。				
釜石市	河 県	釜石湾	○	青出浜海岸	海岸の中にいる小海。尾崎神社へ臨んでたの唯一の海岸(船着場)。神秘的な海岸で豊かな自然が残る。	(一)	(一)	●	●	●	天端高T.P.+14.50mの堤防を整備する。 △ 水門(自動化)を整備する。 ◎ 現状の海岸環境を継承する。 ◎ 現状の海岸環境を継承する。			日常巡視や臨時点検に際しては、特に海岸環境の状況の変化に留意する。	
釜石市	水・市	唐丹湾	○	佐須漁港海岸	山間部に開けた小湾であり、ワカメ、コンブの養殖やアワビの稚貝放流を行っている。荒浜は砂浜、周囲は漁海岸となっている。	T.P+14.50m (6.30m)	(一)	●	●	●	天端高T.P.+14.50mの堤防を整備する。 △ 水門(自動化)を整備する。 ◎ 現状の海岸環境を継承する。 ◎ 現状の海岸環境を継承する。	堤防L=141m 水門1基	漁業景観の保全に努める。 ◎ 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 △ 施設及び機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に準じ、定期的な点検・整備を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防衛対応： ●津波対策、○優良などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応： ◎ 津波対策、○ 優良などの海岸保全対策、△保守点検等
利用対応： □

海岸保全施設の整備方針図



釜石港海岸(湾口)
(指定済)
堤(港) ●●

青出浜海岸
(指定済)
●

白浜(釜石)漁港海岸
(指定済) 堤(門) ●●●

釜石港海岸
(尾崎) ●

佐須漁港海岸(指定済)
堤(門) ●●●

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.11

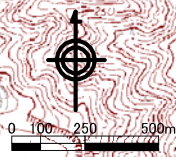
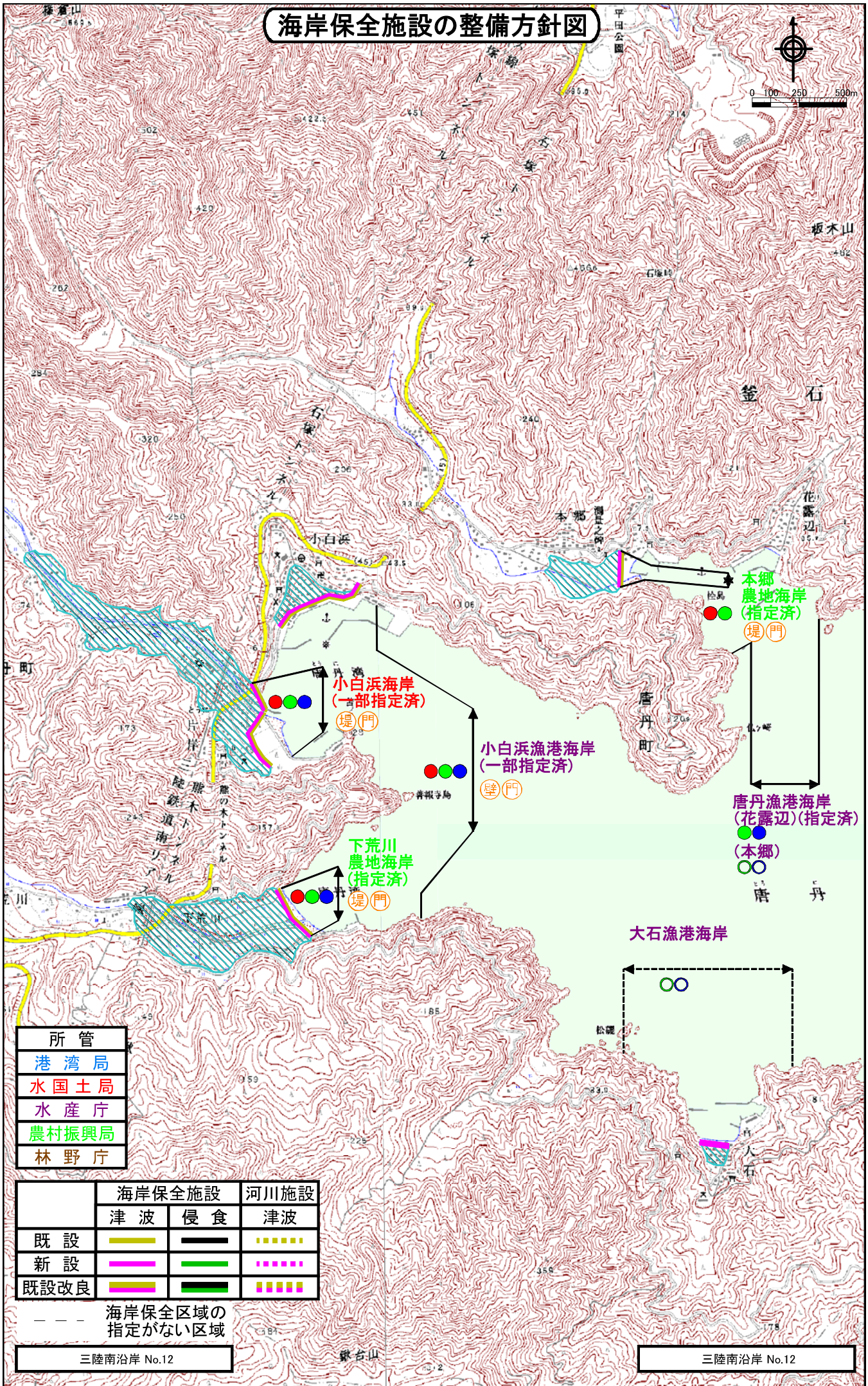
三陸南沿岸 No.11

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	要指			津波	浸食	防波	津波	防食	利用					
釜石市	水・県	唐丹湾	○		唐丹漁港海岸 (花露辺)	漁港施設が存在する。山間部に開けた小湾で平地が少なく、周囲は崖海岸となっている。	(一)	(一)		◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □
釜石市	水・県	唐丹湾			唐丹漁港海岸 (本郷)	漁港施設が存在する。入江を利用し、天然の良港として本郷農地漁港の前浜には漁港が、前浜は砂浜とあるが周囲は崖海岸となっている。	(一)	(一)		◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □
釜石市	農・県	唐丹湾	○		本郷農地海岸	唐丹漁港の背後に位置する。	TP+14.50m (11.80m)	(一)	● △	● △	● △	● △	● △	● △	● △	● △	● △
釜石市	水・県	唐丹湾	○	○	小白流漁港海岸	漁港施設が存在する。唐丹湾の漁港部、片瀬川及び熊野川の河口に位置する。砂浜海岸及び崖海岸から成る。	TP+14.50m (11.80m)	(一)	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □
釜石市	河・県	唐丹湾	○	○	小白流海岸	片瀬川の河口に位置する。砂浜海岸で、背後は農地や農家。	TP+14.50m (11.80m)	(一)	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □	● △ ◎ □
釜石市	農・県	唐丹湾		○	下荒川農地海岸	小白流漁港の背後に位置し、前浜は海岸浴場として利用され、熊野川にはサナギも湧き出る。	TP+14.50m (4.00m)	(一)	● △	● △	● △	● △	● △	● △	● △	● △	● △
釜石市	水・市	唐丹湾			大石流海岸	山間部に開けた小湾で、ワカメ、コンブ、ホタテ漁業が中心。周囲は崖海岸で平地が少ない。	(一)	(一)	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □	◎ □

農：農村民間局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港務局 防護対応：●津波対策、○農食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.12

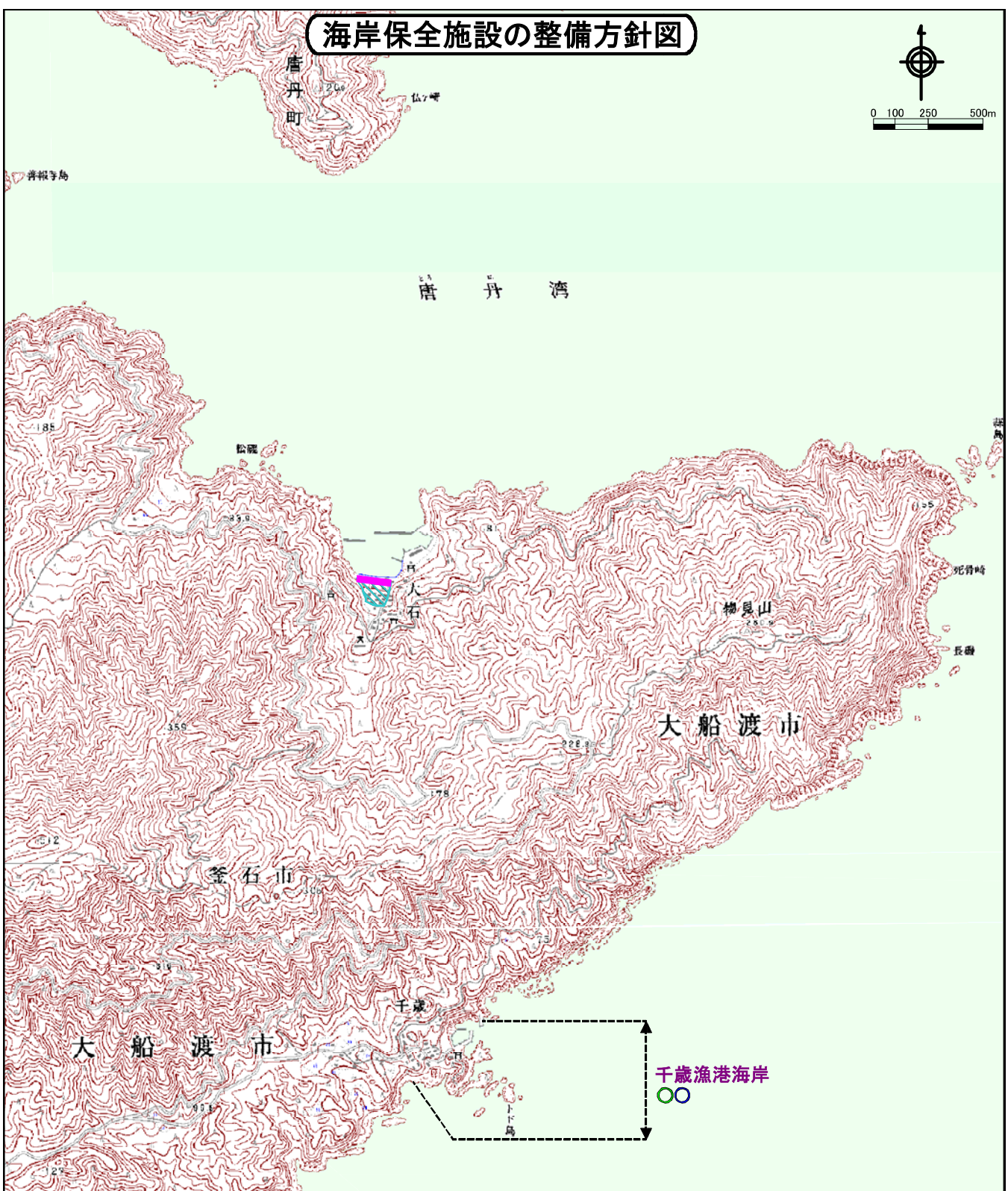
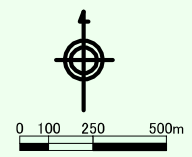
三陸南沿岸 No.12

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定済	要指定			津波	侵食	防護	環境	利用	津波	侵食	津波					
大船渡市	水・市				千歳端海岸	千歳海岸の入江を利用した小浜で、木が子、ホヤ、ワカが海が中心、集落は藪台に密集。千歳海岸は景勝地として有名。	計画天端高 (現状天端高)	計画天端高 (現状天端高)							◎ 現状の海岸環境の継承。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	—		日常巡視や臨時点検に際しては、特に海岸環境の状況の変化に留意する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防範対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

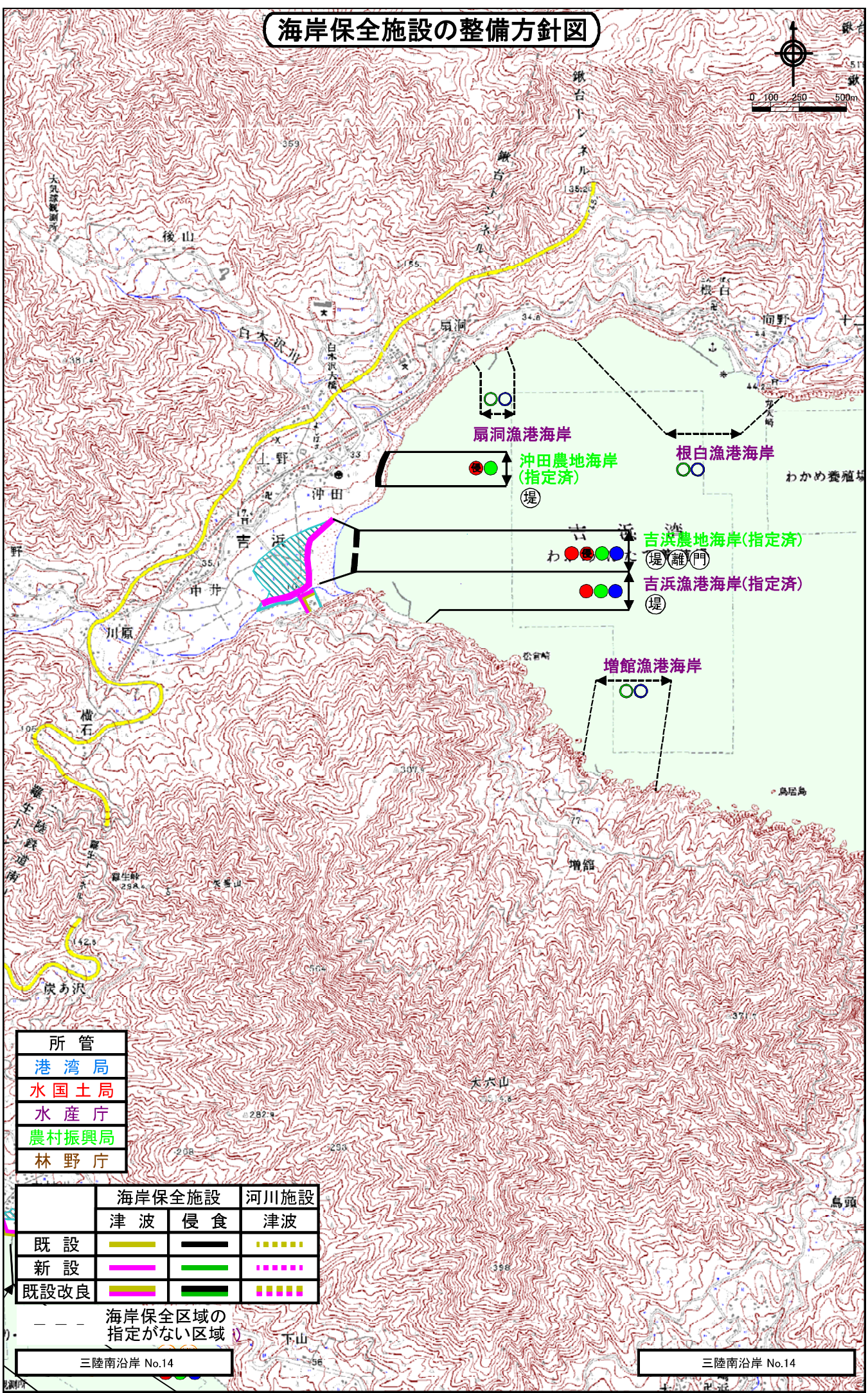
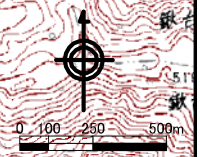
--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波 計画天端高 (現況天端高)	侵食 計画天端高 (現況天端高)	防護	環境	利用					
大船渡市	水 県	吉浜湾		根白漁港海岸	吉浜湾の湾奥部に位置し、石ガ子、ホヤ、ワカメ漁が中心、集落は高台に立地。「吉浜(生ペン)アワビ」は良質で有名。	(一)	(一)	津波			◎ □	現状の海岸環境の継承、漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	水・市	吉浜湾		駒清漁港海岸	吉浜湾の湾奥部、産海岸に立地する小港。刺網、イカ釣り、ホヤ、ワカメ、ホタテ漁が中心。集落は背後の丘陵地に形成。	(一)	(一)	津波			◎ □	現状の海岸環境の継承、漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	農・県	吉浜湾	○	沖田農地海岸	磯浜海岸で開田は産地。	(一)	TP+4.50m (4.50m)		●		△	施設の健全度を維持・確保する。	施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	農・県	吉浜湾	○	吉浜農地海岸	吉浜川の河口に位置する。海水浴場として利用され、サケも遡上する。	TP+7.15m (7.15m)	(一)		● ○ △ ◎ □			同位層に天端高TP+7.15mの堤防を整備する。	選路路、選路場所、選路跡路列帯へのソフト面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。必要に応じて、砂防工事を行う。必要に応じて、砂防工事を行う。必要に応じて、砂防工事を行う。必要に応じて、砂防工事を行う。	
大船渡市	水・市	吉浜湾	○	吉浜漁港海岸	吉浜湾の湾奥部、吉浜川の河口に位置する。刺網、ワカメ漁等が中心。産海岸と砂浜海岸から成る。	TP+7.15m (7.15m)	(一)		● △ ◎ □			天端高T.P.+7.15mの堤防を整備する。	磯浜景観の健全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	水・市	吉浜湾		増積漁港海岸	産海岸の入江を利用した小港で、刺網、かこ漁、ワカメ漁等が中心。集落は高台に立地。	(一)	(一)		◎ □			現状の海岸環境の継承、漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○良食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.14

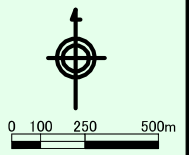
三陸南沿岸 No.14

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
			指定	済			津波	停食	防食	環境	利用								
大船渡市	水・市				小壁漁港海岸	陸海岸の入江を利用した小浜で、定置網での中が漁が中心。集落は離れた高台に立地。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	停食	防食	環境	利用	◎ □	現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	—		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○停食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 利用対応：◎
 環境対応：○ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



古
浜
湾

長茂町

小壁漁港海岸



小壁崎

大 船 渡 市

吉崎

所 管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既 設	■	■	■
新 設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.15

三陸南沿岸 No.15

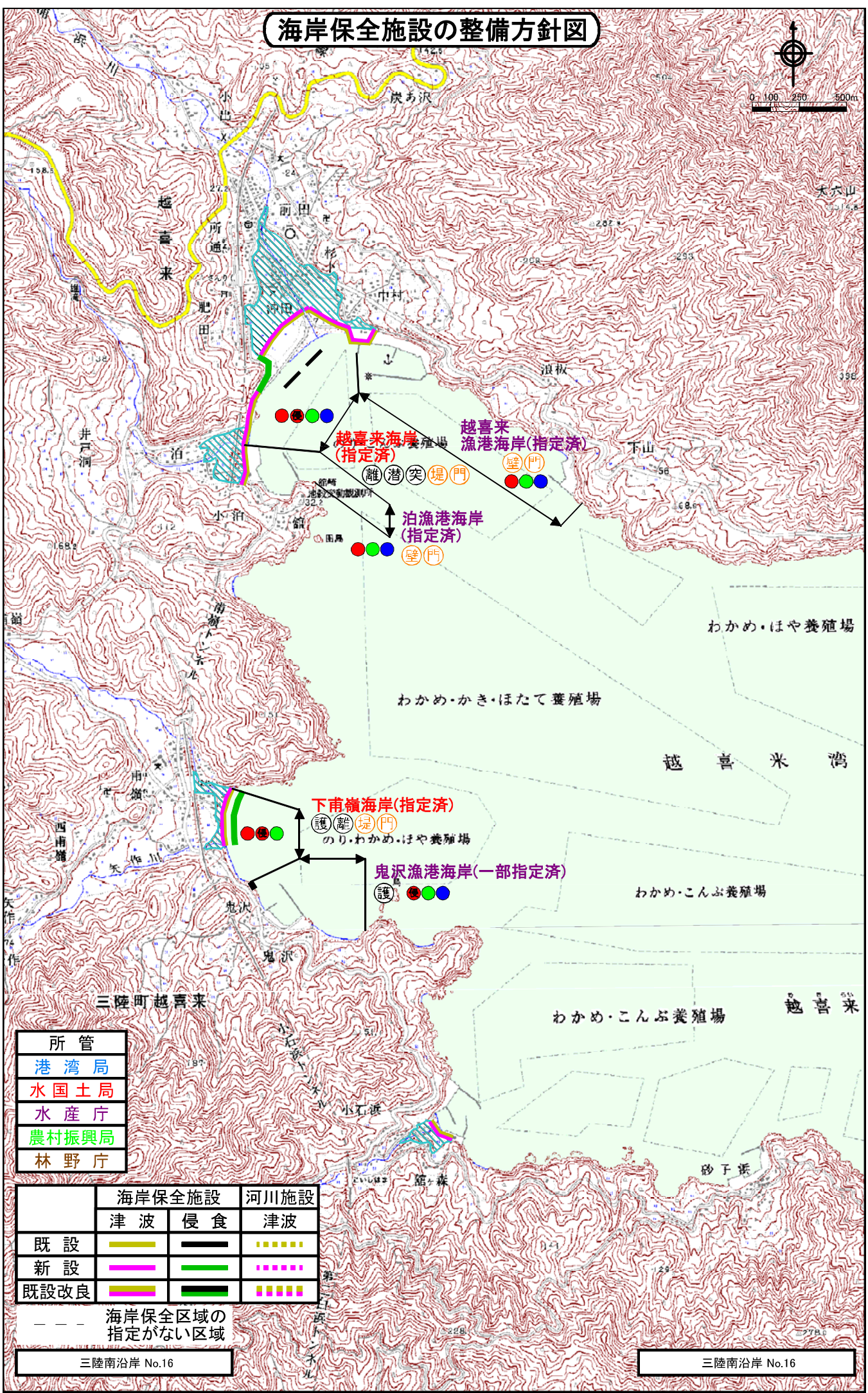
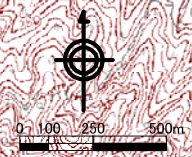
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全 区域	海岸名 (地域名・字名や 一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に 必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防波	津波	浸食					
大船渡市	水 県	越喜来湾	○	越喜来漁港海岸	越喜来湾の湾奥部に位置し、定置網、イカ釣り、ワカモノ等が中心。背後の丘陵地に集落が立地。	計画天端高 (現況天端高)	浸食 (一)	津波 ●	防波 ●	環境 ●	利用 ○	天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	磯浜景観の保全に努める。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、点検・整備を行う。 な点検・整備を行う。
大船渡市	河・県	越喜来湾	○	越喜来海岸	浦浜川、泊川の河口に位置する砂浜海岸であり、背後は農地や民家。	計画天端高 (現況天端高)	浸食 T.P.+6.70m (一)	津波 ●	防波 ●	環境 ●	利用 ○	堤防天端高をT.P.+11.50mとし、堤防を整備する。 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=899m 堤防L=295m 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=899m 堤防L=295m 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、点検・整備を行う。 な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。
大船渡市	水・市	越喜来湾	○	泊瀬海岸	越喜来湾の湾奥部に位置する小湾で、海面養殖業が中心。周囲は崖海岸となっている。集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高)	浸食 (一)	津波 ●	防波 ●	環境 ●	利用 ○	天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、点検・整備を行う。 な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。
大船渡市	河・県	越喜来湾	○	下瀬海岸	東瀬川の河口に位置し、波高が高い。町屋はなく、背後は民家や農地。	計画天端高 (現況天端高)	浸食 (一)	津波 ●	防波 ●	環境 ●	利用 ○	堤防天端高をT.P.+11.50mとし、堤防を整備する。 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=344m 堤防L=76m 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=344m 堤防L=76m 天端高T.P.+11.50mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、点検・整備を行う。 な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。
大船渡市	水・市	越喜来湾	○	鬼浜港海岸	越喜来湾の湾奥部に位置し、集落は山裾の平地に立地。	計画天端高 (現況天端高)	浸食 T.P.+4.30m (4.30m)	津波 ●	防波 ●	環境 ●	利用 ○	天端高T.P.+4.30mの防壁を整備する。 天端高T.P.+4.30mの防壁を整備する。 陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.30mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.30mの防壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)環境を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、点検・整備を行う。 な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対応：●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎
利用対応：□

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

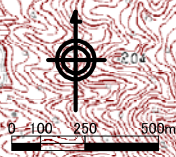
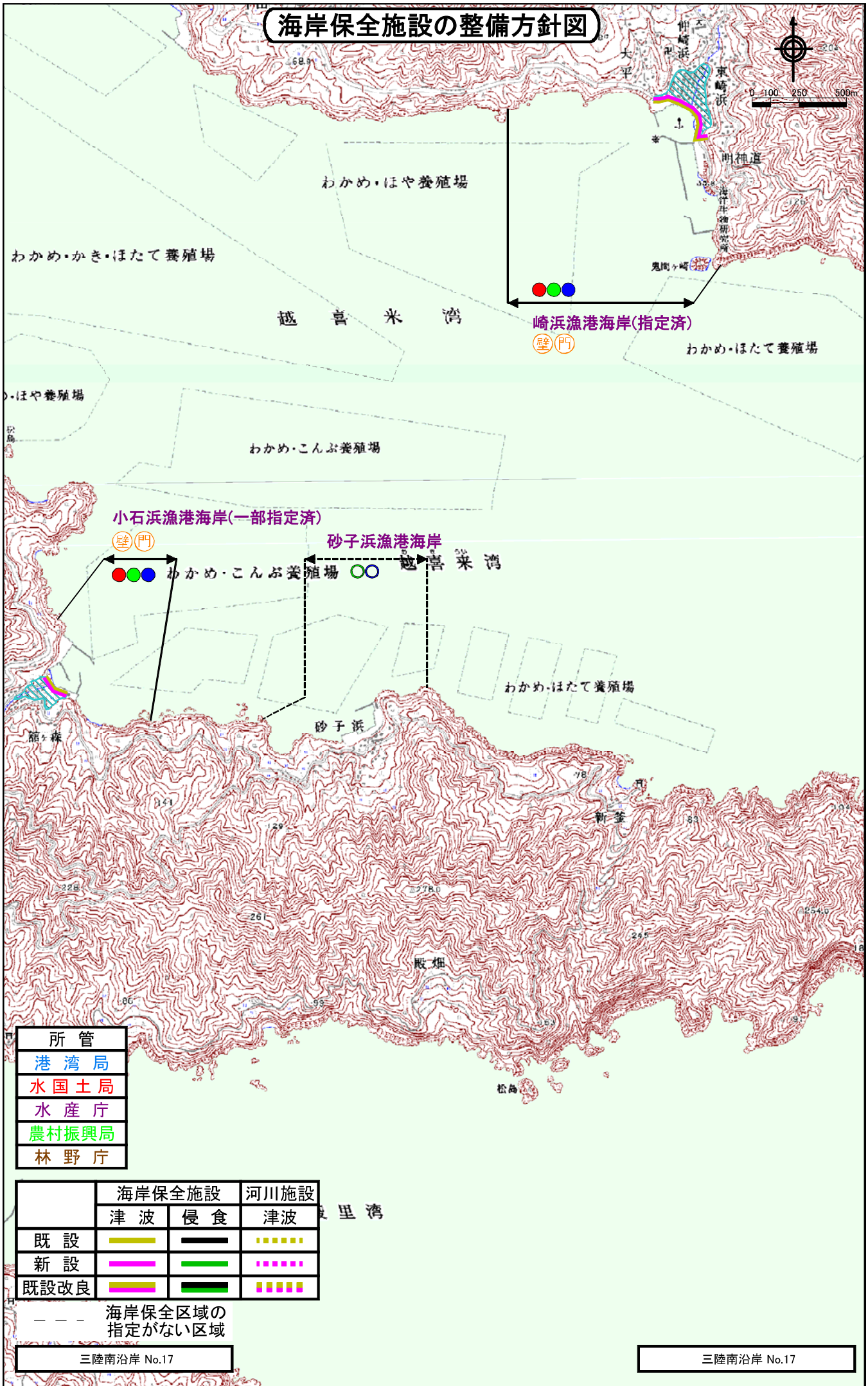
--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
			指定	指定済			津波	浸食	防波	優食	環境						利用
大船渡市	水・県	越喜来湾	○		崎浜漁港海岸	漁港背後の緩やかな斜面に集落が立地、周囲は崖海岸となっている。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	優食	環境	利用	天端高T.P.+11.50mの胸壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの胸壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員L=418m 水門1基 陸間2基	磯浜農親の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作前等に使い、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水・市	越喜来湾	○		小石浜漁港海岸	山間部に開けた漁港で、定置網、ボタ子漁等から成り、集落は背後の斜面に立地。	TP+11.50m (7.90m)	(一)	津波	優食	環境	利用	天端高T.P.+11.50mの胸壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの胸壁を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員L=145m 水門1基 陸間1基	磯浜農親の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作前等に使い、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水・市	越喜来湾			砂子浜漁港海岸	山間部に開けた小港で、定置網、ボタ子漁等が中心。周囲は崖海岸から成り、集落は背後の丘陵地に立地。	(一)	(一)			環境	利用	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○優食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



小石浜漁港海岸(一部指定済)



砂子浜漁港海岸



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.17

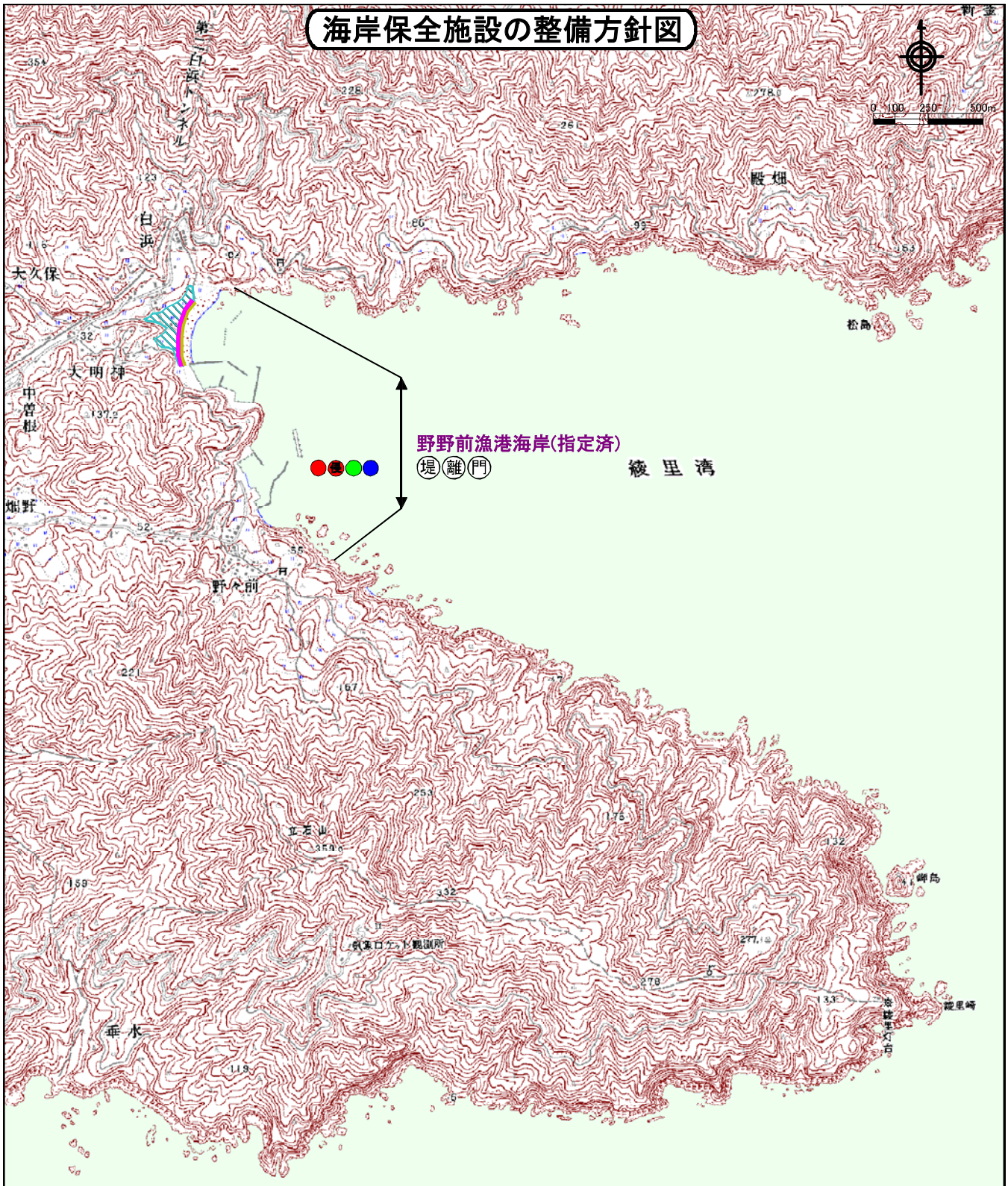
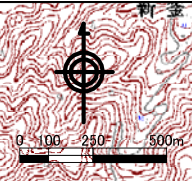
三陸南沿岸 No.17

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
			指定済	要指定			津波	停食	防食	環境	利用						
大船渡市	水・市	綾里湾		○	野野前流港海岸	綾里湾の湧島部に位置し、砂浜海岸(海水浴場)に利用)と崖海岸から成る。集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	停食	防食	環境	利用				
							T.P.+7.90m (7.90m)	(一)	●	●	●	●	●				

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○履食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

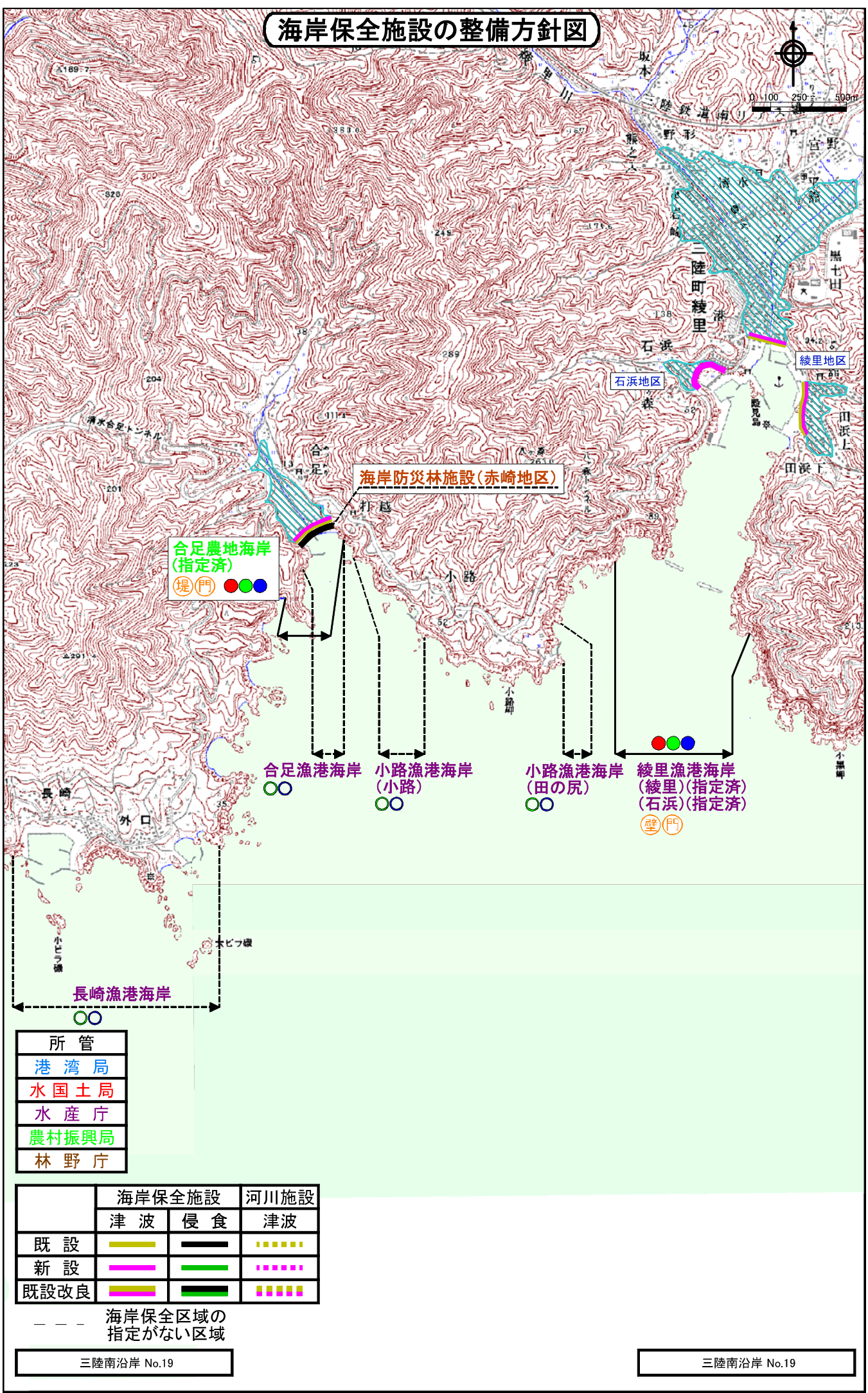
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食 計画天端高 (現況天端高)	防護	環境 優食					
大船渡市	水 県		○	緑川河口に位置する入江を利用した良港で、大部分が崖海岸となっており、集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) TP+11.60m (7.90m)	津波	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 △ 当集落の安全に努める。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高TP+11.60mの胸壁 水門(遠隔化)、陸間(遠隔化) 水門(遠隔化)、陸間(遠隔化) を整備する。 保守点検体制の充実や、施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 △ 当集落の安全に努める。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=607m 水門3基 陸間4基	磯浜景観の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 必要に応じて、施設及び機器・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水 県		○	緑川河口に位置する入江を利用した良港で、大部分が崖海岸となっており、集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) TP+11.60m (-)	津波	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高TP+11.60mの胸壁 水門(自動)、陸間(遠隔化) を整備する。 保守点検体制の充実や、施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 △ 当集落の安全に努める。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=470m 水門1基 陸間2基	磯浜景観の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	水 市			鹿瀬の小入江を利用した小港で、船引き網漁、ワカメ漁が中心。集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) TP+2.50m (2.50m)	津波	○	○	○	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	水 市			鹿瀬の小入江を利用した小港で、船引き網漁、ワカメ漁が中心。集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) TP+2.50m (2.50m)	津波	○	○	○	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	水 市			山間部に開けた小港で、ワカメ、コンブ、ウニ、アワビ漁が中心。前浜は砂浜海岸で、周囲は崖海岸となっている。集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) TP+2.50m (2.50m)	津波	○	○	○	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	林 県		○	海岸線直後に潮害防護保安林を配置して、保安林背後の耕地等を湖の害から保全している。	計画天端高 (現況天端高) TP+14.10m (9.00m)	津波	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。	堤防天端高をTP+14.10mとして堤防を整備する。	堤防L=234m 水門1基 陸間1基	選路路・選路場所・選路跡跡列へのソフト面の充実により対応。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 必要に応じて、施設及び機器・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水 市	大船渡湾		半島先端部に位置し、鹿瀬の小入江を利用した良港で、集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) TP+14.10m (9.00m)	津波	○	○	○	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	現状の海岸環境の継承。 ◎ 漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○優良などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



合足農地海岸
(指定済)
堤門 ●●●

海岸防災林施設(赤崎地区)

合足漁港海岸
●●

小路漁港海岸
(小路)
●●

小路漁港海岸
(田の尻)
●●

綾里漁港海岸
(綾里)(指定済)
(石浜)(指定済)
●●●
堤門

長崎漁港海岸
●●

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	———	———	———
新設	———	———	———
既設改良	———	———	———

--- 海岸保全区域の指定がない区域

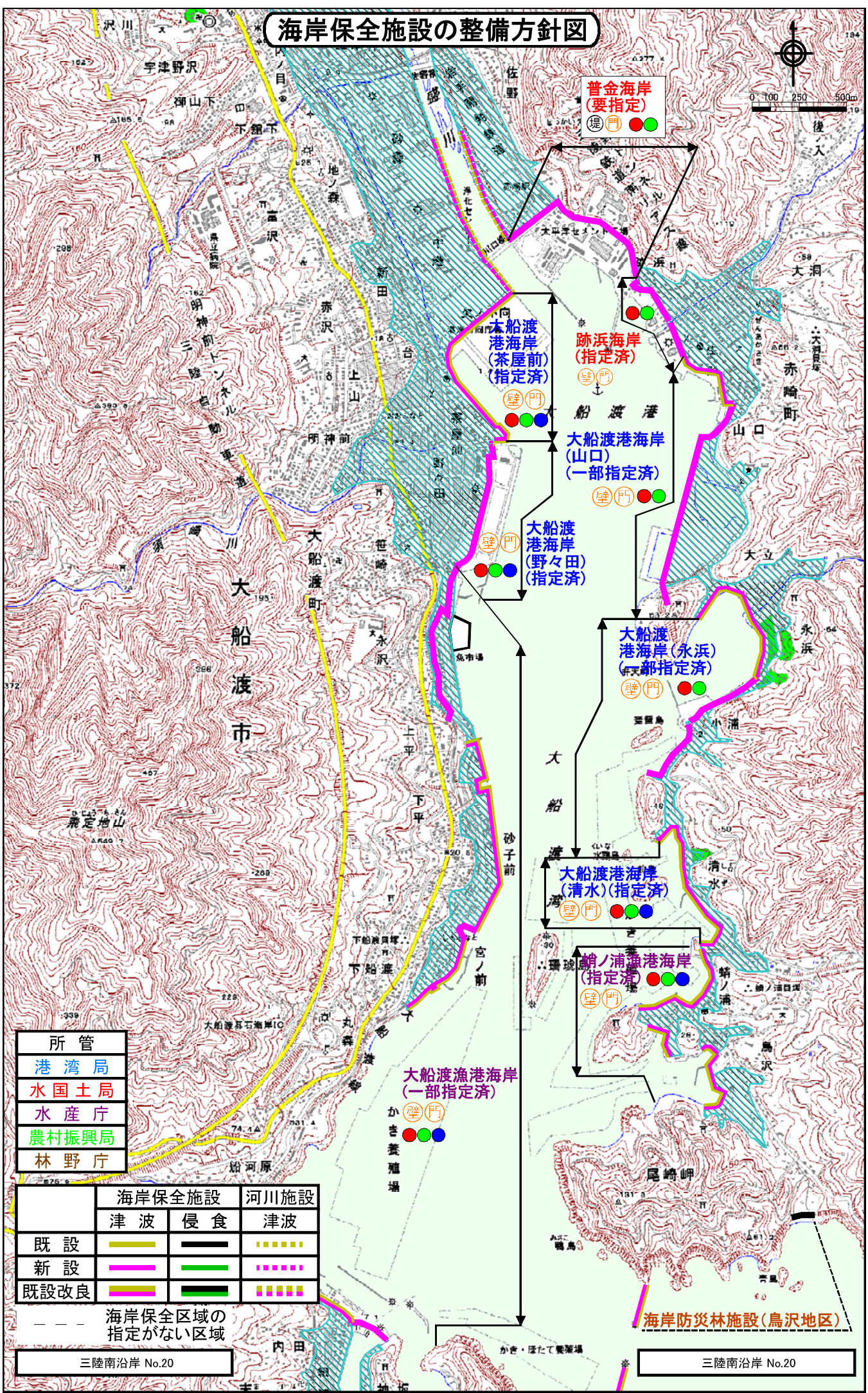
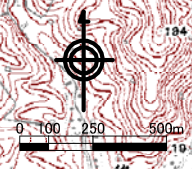
整備箇所整理表

市町村名	所管者	海保保全区域	海岸保全区域	海保保全区域 (山域名、等々や一般的名称)	1. 海岸の特性	2. 防波設備(補助防波の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点		4. 海岸管理者が実施する施設	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの 地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波 計画高潮線 (現況高潮線)	浸食 計画高潮線 (現況高潮線)	環境 利 用	防 護 保 護 液					
大船渡市	林・県	大船渡湾	○	馬沢地区	大船渡東海岸の太平洋沖に位置し、潮位と波浪の強い防波設備が不足しているため、背後地の地盤と陸域を保全している。	(-) (1.5m) (以下陸域)	(-) (5.7m)	○	△ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。 □ 海岸施設の利用に配慮する。	施設の健全度を維持・増進する。	堤防=134m 水門=134m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	水・市	大船渡湾	○	鮎ノ浦漁港海岸	大船渡東海岸に位置し、背後は丘陵・ガキ、ガキ分等が中心、集落は背後のわずかな平地に密集。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。 □ 海岸施設の利用に配慮する。	天端高TP+7.50mの防波堤を整備する。 天端高TP+7.50mの防波堤(遠隔化)を整備する。 現況の海岸環境を維持する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁=13.0m 水門=13.0m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	港・県	大船渡湾	○	大船渡海岸(津水)	静かな海域である。背後は道路や民家が散在する。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=8.0m 水門=8.0m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	港・県	大船渡湾	○	大船渡海岸(永浜)	静かな海域である。背後は道路や民家が散在する。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=11.23m 水門=11.23m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	港・県	大船渡湾	○	大船渡海岸(山口)	集落の中心が町並みが立ち立っている。背後は道路や民家が密集。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=11.40m 水門=11.40m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	阿・県	大船渡湾	○	助浜海岸	大船渡湾の海岸部に位置し、背後は市街地。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=9.93m 水門=9.93m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	阿・県	大船渡湾	○	普金海岸	大船渡湾の海岸部に位置し、背後は市街地、商店街、市民の憩いの場として利用される。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=4.94m 水門=4.94m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	港・県	大船渡湾	○	大船渡海岸(新前)	大船渡湾の海岸部に位置し、背後は市街地、商店街、市民の憩いの場として利用される。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=9.07m 水門=9.07m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	港・県	大船渡湾	○	大船渡海岸(野4田)	大船渡湾の海岸部に位置し、背後は市街地、商店街、市民の憩いの場として利用される。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	堤防高潮線TP+7.50mとした防波堤を整備する。	胸壁=5.61m 水門=5.61m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		
大船渡市	水・県	大船渡湾	○	大船渡海岸	大船渡湾の海岸部に位置し、背後は市街地、商店街、市民の憩いの場として利用される。	(-) (1.5m) (3.0m)	(-) (3.0m)	●	△ 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 海岸施設周辺の環境の保全に配慮する。	天端高TP+7.50mの防波堤を整備する。 水門(自動)、陸脚(遠隔化)を整備する。 現況の海岸環境を維持する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁=2.88m 水門=2.88m 防波堤	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとの定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。また、特に急激な変化に留意して、特に砂浜の変化に留意する。		

防波対称： ●津波対策、 ○陸域などの海岸保全対策、 △保守点検等
 環境対称： ◎
 利用対称： □

農・農村振興局 林・林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸沿岸 No.20

海岸防災林施設 (鳥沢地区)

三陸沿岸 No.20

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一帯的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
						津波	浸食	防護	環境	利用						
大船渡市	港 県	大船渡湾		大船渡湾海岸 (河口)	津波からの生命・財産防護、甚大な津波高被害による安全な海岸高役、甚大な津波の高さ(8m)の確保のため、全長738mの堤防・防波堤を直轄で整備済み。	(一)	(一)	津波	○	●	●	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 遊歩帯の確保に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 天端高をT.P.+10.4mとした防波堤を整備する。	防波堤L=535m 溝堤L=201m	背後地帯や港全体の防護及び漁の利用を促進するため、災害復旧事業の整備促進を図る。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	水・市			碓氷湾海岸 (河口)	津波からの生命・財産防護、甚大な津波高被害による安全な海岸高役、甚大な津波の高さ(8m)の確保のため、全長738mの堤防・防波堤を直轄で整備済み。	(一)	(一)	津波	●	○	○	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 遊歩帯の確保に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.00mの胸壁を 水門(自動化)、陸側(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=71m 水門1基 陸側1基	磯浜景観の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。 利用者が防げる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に留意する。
大船渡市	水・市			泊里湾海岸	津波からの生命・財産防護、甚大な津波高被害による安全な海岸高役、甚大な津波の高さ(8m)の確保のため、全長738mの堤防・防波堤を直轄で整備済み。	(一)	(一)	津波	●	○	○	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 遊歩帯の確保に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.80mの堤防 水門(自動化)、陸側(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=389m 水門1基	磯浜景観の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水 県	門の浜湾		砂浜海岸と磯海岸から成り、コンブ、ワカメ、カキ、ホトケドコ等が中心。集落は高台に立地。	津波からの生命・財産防護、甚大な津波高被害による安全な海岸高役、甚大な津波の高さ(8m)の確保のため、全長738mの堤防・防波堤を直轄で整備済み。	(一)	(一)	津波	●	○	○	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 遊歩帯の確保に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.80mの胸壁 水門(自動化)、陸側(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=423m 磯岸L=172m 水門2基 陸側6基	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。 便を享受している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に留意する。
陸前高田市	水・市	大野湾		漁港背後の磯やかな磯面に集落が立地し、ワカメ、コンブ等が中心。	津波からの生命・財産防護、甚大な津波高被害による安全な海岸高役、甚大な津波の高さ(8m)の確保のため、全長738mの堤防・防波堤を直轄で整備済み。	(一)	(一)	津波	●	○	○	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 遊歩帯の確保に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+10.90mの胸壁 水門1基 陸側4基	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 利用対応：□

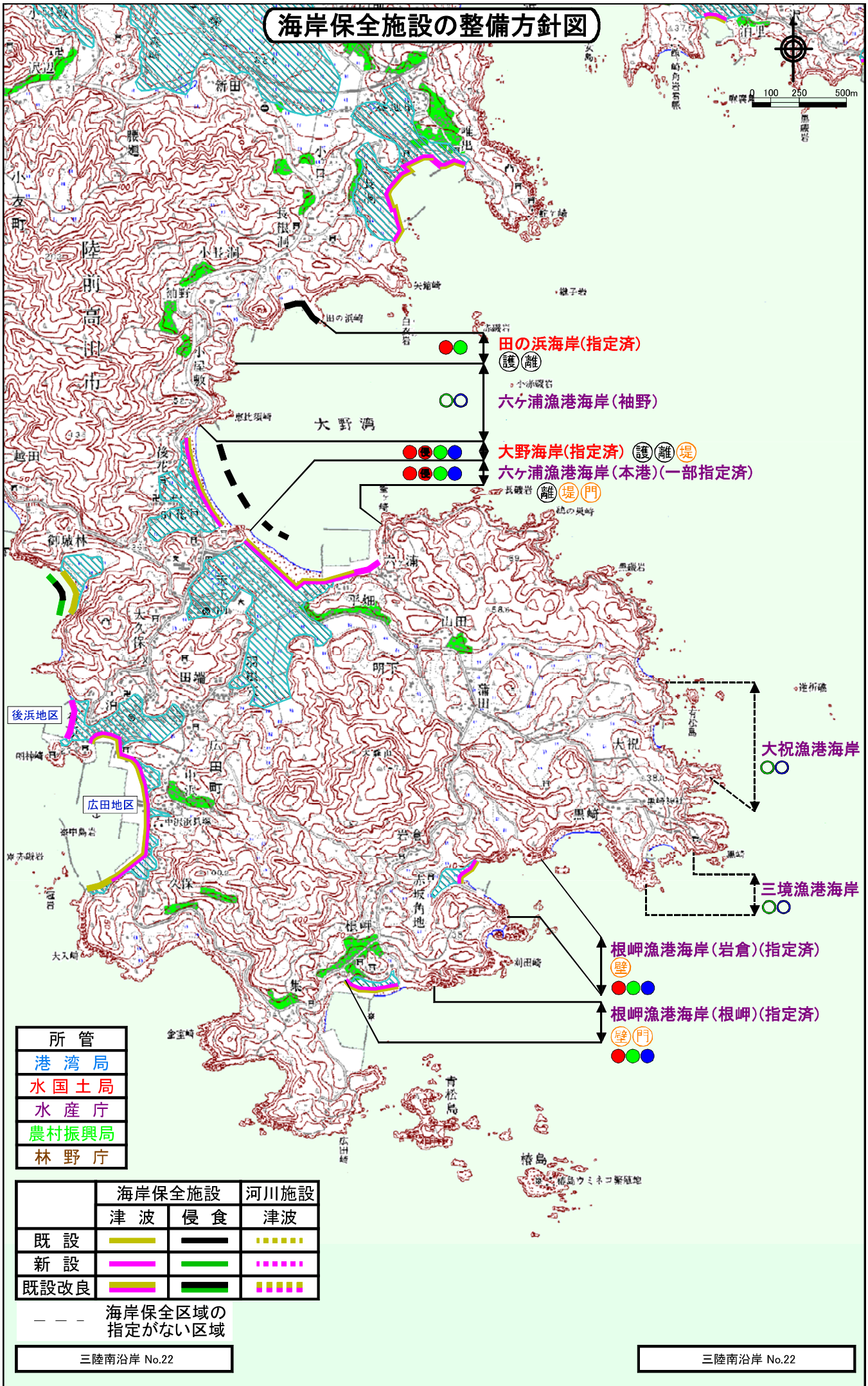
整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
					津波	侵食	防波	防護	環境	利用					
陸前高田市	河・県	○	田の浜海岸	崖海岸で背後は農地。	(一)	許面天端高 (3.10m)	許面天端高 (3.10m)	△	●	△	△	津波L=177m 舟橋場L=12m 離岸堤L=165m	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 侵食を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。		
陸前高田市	水・県		六ヶ浦漁港海岸 (柳野)	崖海岸に立地する小港で、定置網、刺網、カキ、ホタテ、ワカメ漁等が中心。集落は高台に立地。	(一)	(一)	(一)	◎	○	◎			陸前高田市との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
陸前高田市	河・県	○	大野海岸	広大な砂浜海岸で、海水利用が盛んで利用施設もある。背後は住宅地。	TP+10.40m (8.50m)	(一)	(一)	●	○	△	堤防L=575m 舟橋場L=71m 排水設備L=300m 離岸堤L=161m 遊歩道L=513m	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に留意する。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。			
陸前高田市	水・県	○	六ヶ浦漁港海岸 (本港)	砂浜海岸で崖海岸から成り、砂浜は海水浴に利用される。集落は高台に立地。	TP+10.40m (8.50m)	(一)	(一)	●	○	◎	堤防L=633m 離岸堤L=283m 水門2基 防波堤1基	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に留意し、定期的な点検・整備を行う。			
陸前高田市	水・市		大祝漁港海岸	崖海岸の八入江を利用した小港で、ウニ、アワビ漁が中心。集落は離れた山間に立地。	(一)	(一)	(一)	◎	○	◎			陸前高田市との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
陸前高田市	水・市		三境漁港海岸	崖海岸に立地する小港で、ウニ、アワビ漁が中心。集落は離れた山間に立地。	(一)	(一)	(一)	◎	○	◎			陸前高田市との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
陸前高田市	水・市	○	根崎漁港海岸 (倉倉)	崖海岸の八入江を利用した小港で、刺網、ホタテ、ワカメ漁等が中心。集落は背後の高台に立地。	TP+6.30m (6.30m)	(一)	(一)	●	○	◎	防壁L=112m	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に留意する。			
陸前高田市	水・市	○	根崎漁港海岸 (根崎)	崖海岸の八入江を利用した小港で、青松島周辺の岩礁域はウニ、アワビの宝庫。集落は背後の高台に立地。	TP+6.30m (6.30m)	(一)	(一)	●	○	◎	防壁L=368.8m 防波堤2基	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期的点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に留意し、定期的な点検・整備を行う。			

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○風食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：○

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図

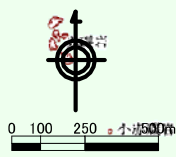


所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

海岸保全施設の整備方針図



石浜海岸 (指定済)
堤(護)離(突)
●●●●

広田漁港海岸 (広田)(指定済) (後浜)(指定済)
壁(門)
●●●● 岩

所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	●●●●
新設	——	——	●●●●
既設改良	——	——	●●●●

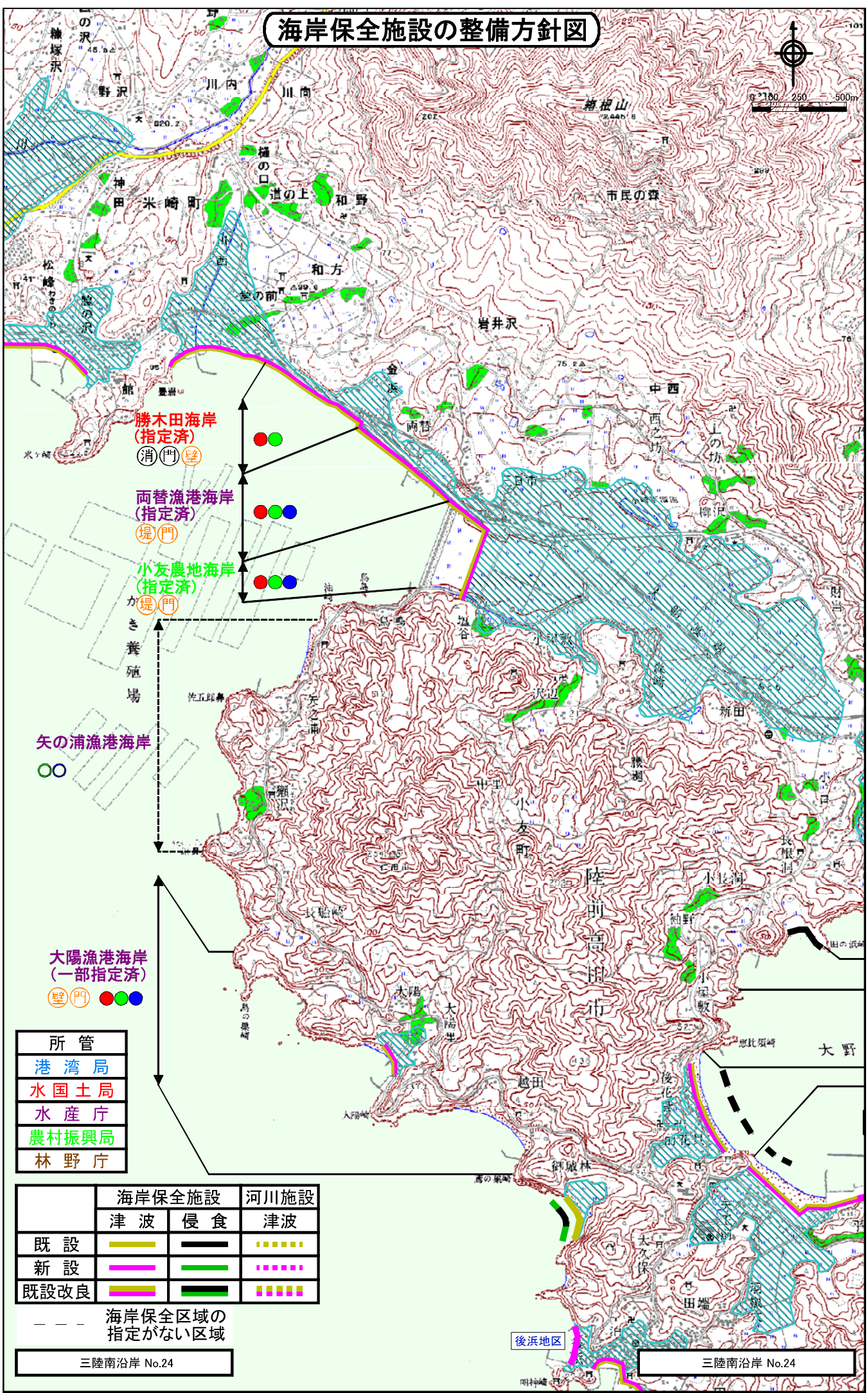
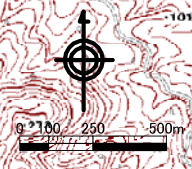
--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防護	環境	利用					
陸前高田市	水・市	広田湾	○	大陽漁港海岸	産漁港の中に立地する漁港で、港内には砂浜海岸が形成されている。集落は背後の斜面に立地。	計画天端高 (現況天端高) T.P.+8.80m (6.30m)	浸食 計画天端高 (現況天端高) (一)	津波 ●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 現況の海岸環境を継承する。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.80mの堤防を水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現況の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=208.3m 水門1基 陸間2基	砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規程等に使い、定期的な点検・整備を行う。
陸前高田市	水・市	広田湾		矢の浦漁港海岸	産漁港の中に立地する漁港で、定置網・カキ、ホタテ漁業が中心。集落は背後の高台に立地。	(一)	(一)	○	○	● 津波対策施設を継承する。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	—	漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
陸前高田市	農・県	広田湾	○	小女農地海岸	広田湾の湾奥部に位置し、前面には干潟の計画がある。	T.P.+12.50m (6.15m)	(一)	●	●	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。 □ 現状の海岸環境を継承する。	天端高をT.P.+12.50mとして堤防を整備する。	堤防L=500m 水門2基	選路・選路場所、選路跡導対策へのソフト面の充実により対応。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規程等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
陸前高田市	水・市	広田湾	○	西青崎海岸	広田湾の湾奥部に位置する平地部の漁港で、定置網・カキ、ワカメ漁業が中心。	T.P.+12.50m (6.15m)	(一)	●	●	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.50mの堤防を整備する。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=688.6m 水門1基 陸間2基	砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規程等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
陸前高田市	河・県	広田湾	○	勝木田海岸	広田湾の湾奥部に位置し、背後は鉄道、民家、農地が立地。	T.P.+12.50m (6.20m)	(一)	●	●	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 現状の海岸環境を継承する。	堤防天端高をT.P.+12.50mとした胸壁を整備する。	胸壁L=637m 水門1基 消波工590.1m 水門2基	養殖施設等環境に配慮し施工する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対応：●津波対策、○優良などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



勝木田海岸
(指定済)
消門 壁

両替漁港海岸
(指定済)
堤門

小友農地海岸
(指定済)
堤門

矢の浦漁港海岸
○ ○

大陽漁港海岸
(一部指定済)
壁門 ● ● ● ●

所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.24

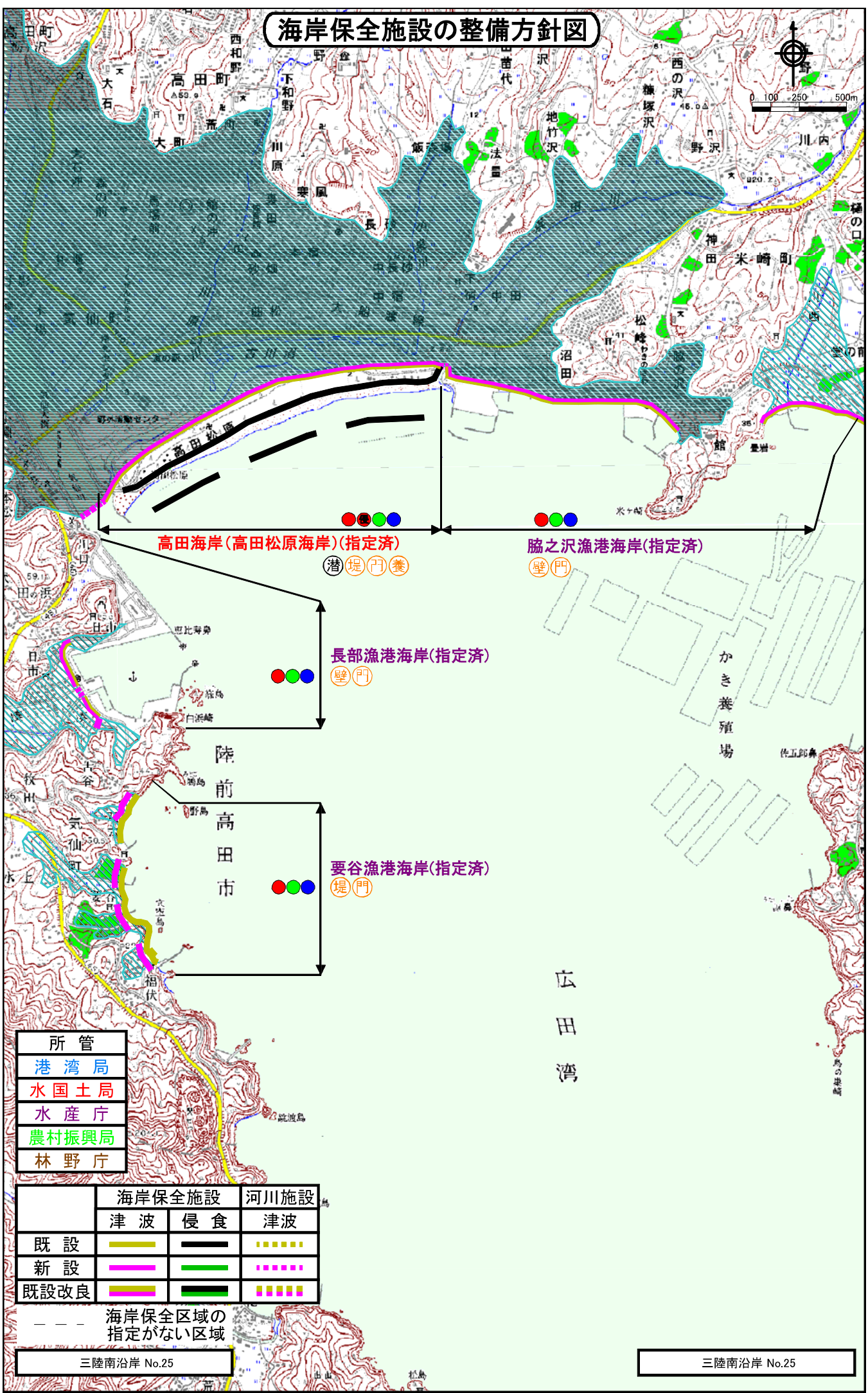
三陸南沿岸 No.24

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高 (現況天端高)	停食	防食	優食	環境					
陸前高田市	水・市	広田湾	○	船之沢漁港海岸	広田湾の源流部に位置する平地部の海岸であり、ホタテ、コブダイ魚等が中心	計画天端高 (現況天端高) T.P.+12.50m (6.15m)	(一)	● ◎ □	● ◎ □	● ◎ □	天端高T.P.+12.50mの陸壁を整備する。水門(自動化)、陸間(遠隔化)を継続する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.50mの陸壁を整備する。水門2基 陸間1基	幅員L=1,858.1m 水門6基 陸間4基	砂浜の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
陸前高田市	河・県	広田湾	○	高田海岸 (稲田松原海岸)	三陸海岸最大級の砂浜海岸(高田松原)で、背後には広大な松林、夏がすがすがしく、四季を通じて観光客が多い。	T.P.+12.50m (5.50m) T.P.+3.00m (3.00m)	● ◎ □	● ◎ □	● ◎ □	● ◎ □	堤防天端高をT.P.+12.50mとした堤防を整備する。憩いの場の確保、海辺へのアクセス性を改善、向上させる。施設の維持管理を実施して、施設の現状の海岸環境を継承する。利用者の快適性を高めるための質の高い海岸整備を検討し推進する。	環境省指定「三陸復興国立公園」の地区別地域、および文化庁指定「名勝・天然記念物」に含まれる地域のため、環境・景観に配慮し計画・施工する。漁業者との調整に配慮し施工する。	環境L=3,928m 人工リーフ3基(L=1,286m) 水門1基 陸間1基 養浜L=1,000m	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。傷害を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。		
陸前高田市	水・県	広田湾	○	長部漁港海岸	長部川の河口に位置し、アワビの放流も行われる。背後は平地で家屋が密集。	T.P.+12.50m (6.50m)	(一)	● ◎ □	● ◎ □	● ◎ □	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。若潮暴風の保全に努める。漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.50mの陸壁を整備する。水門(自動化)、陸間(遠隔化)を継続する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	幅員L=685m 水門2基 陸間1基	磯浜の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
陸前高田市	水・市	広田湾	○	要谷漁港海岸	崖海岸の中に立地する漁港で、定置網、カキ、フカメ漁等が中心。集落は大部分が高台に密集。	T.P.+12.50m (4.95m)	(一)	● ◎ □	● ◎ □	● ◎ □	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。若潮暴風の保全に努める。漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+12.50mの堤防を整備する。水門(自動化)、陸間(遠隔化)を継続する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=527.5m 水門4基 陸間3基	砂浜の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



高田海岸(高田松原海岸)(指定済)
 (潜堤) (門) (養)

脇之沢漁港海岸(指定済)
 (壁) (門)

長部漁港海岸(指定済)
 (壁) (門)

要谷漁港海岸(指定済)
 (堤) (門)

- 所管
- 港湾局
 - 水国土局
 - 水産庁
 - 農村振興局
 - 林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.25

三陸南沿岸 No.25

③海岸保全施設による受益の地域
及びその状況（別表計画事項）

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配位置		種類		受益の地域	
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画	地域	状況
三陸沿岸 (岩手県)	宮古市	水	姉吉漁港海岸	宮古市重茂字姉吉	-			宮古市の一部	林地、その他
		水	千鶴漁港海岸	宮古市重茂字千鶴	-				林地、その他
		水	石浜漁港海岸	宮古市重茂字神嗣石浜	-				林地、その他
		水	川代漁港海岸	宮古市重茂字川代	-				林地、その他
	山田町	水	大沢漁港海岸	下閉伊郡山田町字浜川目～崎田	9.70	堤防、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地、農地
		水	山田漁港海岸	下閉伊郡山田町柳沢～伝作鼻	9.70	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		市街地、住宅地
		水	織笠漁港海岸	下閉伊郡山田町織笠	9.70	堤防、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地
		水	長林地区	下閉伊郡山田町船越	3.50	護岸			林地
		林	浦の浜農地海岸	下閉伊郡山田町船越	2.70	護岸			林地、農地、その他
		農	浦の浜農地海岸	下閉伊郡山田町船越字浦の浜	11.60	堤防、水門	堤防、水門、養浜		農地、その他
釜石市	水	大浦漁港海岸 (浦の浜)	下閉伊郡山田町船越字浦の浜	11.60	堤防、水門	胸壁		住宅地、農地	
	水	大浦漁港海岸	下閉伊郡山田町船越字大浦	9.70	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地、農地	
	水	小谷島漁港海岸	下閉伊郡山田町船越字小谷島	-				農地	
	農	小谷島農地海岸	下閉伊郡山田町船越字前田	12.80	堤防	堤防、樋門		住宅地、その他	
	水	船越漁港海岸	下閉伊郡山田町船越	12.80	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地、商業務地、農地、その他	
	水	船越南海岸	下閉伊郡山田町船越	12.80	堤防、沖合施設、樋門	堤防、樋門		住宅地、農地	
	水	吉里吉里漁港海岸	上閉伊郡大槌町吉里吉里	12.80	堤防、沖合施設、水門、護岸	堤防、胸壁、水門		住宅地、農地	
	林	浪板地区	上閉伊郡大槌町吉里吉里	4.50	護岸			商業務地、林地	
	水	大槌漁港海岸	上閉伊郡大槌町字安渡～字赤浜	14.50 (安渡) 6.40 (赤浜)	堤防、水門、胸壁			住宅地、商業務地、工業地、林地	
	釜石市	水	釜石漁港海岸	釜石市片岸町室浜	14.50	堤防、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地
水		片岸漁港海岸	釜石市片岸	-				住宅地	
水		片岸海岸	釜石市鶴住居町片岸	14.50	堤防、樋門	堤防、樋門		住宅地、商業務地、農地、その他	
林		根浜地区	釜石市鶴住居町	5.60	護岸			商業務地、農地、林地	
水		箱崎漁港海岸	釜石市箱崎町字箱崎～鶴住居町字根浜	14.50 (箱崎) 5.60 (根浜)	堤防、護岸、水門、胸壁			住宅地、商業務地、工業地、農地、林地	
水		白浜 (鶴住居) 漁港海岸	釜石市箱崎町白浜	14.50	堤防、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地、農地	
水		飯宿漁港海岸	釜石市箱崎町字飯宿	12.00	堤防	堤防		その他	
水		桑の浜漁港海岸	釜石市箱崎町字桑の浜	12.00	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地	
水		阿石漁港海岸	釜石市阿石町字阿石	12.00	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地、商業務地、農地	
水		水海海岸	釜石市阿石町水海	12.00	堤防、沖合施設、養浜、護岸、水門			林地、商業務地、その他	
釜石市	港	釜石港海岸 (泉)	釜石市新浜町泉	-				その他	
	水	釜石漁港海岸	釜石市新浜町～港町	6.10	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地	
	港	釜石港海岸 (須賀)	釜石市只越町～港町須賀	6.10	胸壁、水門、陸間	胸壁、水門、陸間		住宅地、商業務地、工業地、その他	
	水	罫石漁港海岸	釜石市罫石	6.10	胸壁、水門	胸壁、陸間		住宅地	
	港	釜石港海岸 (大平)	釜石市大平町大平	6.10	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		工業地	
	水	平田漁港海岸	釜石市大字平田	6.10	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地	
	港	釜石港海岸 (湾口)	釜石市新浜町鷺ノ巣崎～平田町青出浜	-	湾口防波堤			港湾、市街地、その他	
	水	白浜 (釜石) 漁港海岸	釜石市大字平田字白浜	6.10	堤防、水門			住宅地	
	港	釜石港海岸 (尾崎)	釜石市平田町尾崎	-				林地、その他	
	水	青出浜海岸	釜石市平田町青出浜	-				その他	
釜石市	水	佐須漁港海岸	釜石市大字平田字佐須	14.50	堤防、水門	堤防、樋門		住宅地、その他	
	水	唐丹漁港海岸 (花露辺)	釜石市唐丹町花露辺	-				住宅地、その他	
	水	唐丹漁港海岸 (本郷)	釜石市唐丹町本郷	-				住宅地、その他	
	水	唐丹漁港海岸	釜石市唐丹町本郷	-				住宅地、その他	

注1) 代表堤防高は計画堤防高としている。
 注2) 受益の地域については、各市町村のまちづくり計画に伴い変更となる場合がある。

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配位置		種類		受益の地域	
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画	地域	状況
三陸南沿岸 (岩手県)	釜石市	農	本郷農地海岸	釜石市唐丹町字大管根	14.50	堤防、水門	堤防、水門	釜石市の一部	農地、その他
		水	小白浜漁港海岸	釜石市唐丹町字小白浜	14.50	胸壁、水門	胸壁、樋門、陸門		農地、農地
		水国	小白浜海岸	釜石市唐丹町字片岸	14.50	堤防、水門、陸門	堤防、水門、陸門		住宅地、商業用地、農地
		農	下置山農地海岸	釜石市唐丹町字大石	14.50	堤防、水門	堤防、水門		農地、その他
		水	大石漁港海岸	釜石市唐丹町大石	14.50	堤防	堤防		住宅地
		水	千蔵漁港海岸	大船渡市三陸町吉浜字千蔵	-	-	-		-
		水	根白漁港海岸	大船渡市三陸町吉浜字根白	-	-	-		-
		水	扇岡漁港海岸	大船渡市三陸町吉浜字扇岡	-	-	-		-
		農	沖田農地海岸	大船渡市三陸町吉浜字沖田	4.50	護岸、消波堤	護岸、消波堤		農地
		農	吉浜農地海岸	大船渡市三陸町吉浜字川原	7.15	堤防、樋門、沖合施設	堤防、樋門、沖合施設		農地
大船渡市	大船渡市	農	吉浜漁港海岸	大船渡市三陸町吉浜字磯石	7.15	堤防、水門	堤防、水門	大船渡市三陸町の一部	農地、林地
		水	槽樋漁港海岸	大船渡市三陸町吉浜字槽樋	-	-	-		住宅地、その他
		水	小壁漁港海岸	大船渡市三陸町越喜来島頭	-	-	-		住宅地、商業用地、農地
		水	越喜来漁港海岸	大船渡市三陸町越喜来字杉下	11.50	胸壁、水門	胸壁、陸門		住宅地、農地
		水国	越喜来海岸	大船渡市三陸町越喜来	11.50	堤防、沖合施設、水門	堤防、養浜、水門		住宅地、農地
		水	泊漁港海岸	大船渡市三陸町越喜来字泊	11.50	胸壁、水門	胸壁、陸門		住宅地、農地
		水国	下南嶺海岸	大船渡市三陸町下南嶺	11.50	堤防、消波堤、水門	堤防、水門、沖合施設		住宅地、農地
		水	鬼沢漁港海岸	大船渡市三陸町越喜来字鬼沢	4.30	堤防、護岸	-		林地
		水	崎浜漁港海岸	大船渡市三陸町越喜来字杉下	11.50	胸壁、水門	胸壁、樋門、陸門		住宅地、農地
		水	小石浜漁港海岸	大船渡市三陸町磯里字小石浜	11.50	胸壁、水門	胸壁、樋門、陸門		住宅地、農地、林地
大船渡市	大船渡市	水	砂子浜漁港海岸	大船渡市三陸町磯里字砂子浜	-	-	-	住宅地、農地	
		水	野野前漁港海岸	大船渡市三陸町磯里字白浜	7.90	堤防、沖合施設、水門	堤防、水門、樋門、陸門	住宅地、農地	
		水	磯里漁港海岸(磯里)	大船渡市三陸町磯里字田浜～字石浜	11.60	胸壁、水門	胸壁、水門、陸門	住宅地、農地	
		水	磯里漁港海岸(石浜)	大船渡市三陸町磯里字田浜～字石浜	11.60	胸壁、水門	胸壁、水門、陸門	住宅地、農地	
		水	小路漁港海岸	大船渡市三陸町磯里字田の尻	-	-	-	住宅地、農地	
		水	小路漁港海岸(小路)	大船渡市三陸町磯里字小路	-	-	-	その他	
		水	台足漁港海岸	大船渡市赤崎字台足	-	-	-	林地、農地	
		林	赤崎地区	大船渡市赤崎字合足	2.50	護岸	-	農地	
		農	合足農地海岸	大船渡市赤崎町字合足	14.10	堤防、水門、陸門	堤防、水門、陸門	住宅地、その他	
		水	長崎漁港海岸	大船渡市赤崎町鳥沢	-	-	-	林地、商業業務地	
大船渡市	大船渡市	港	大船渡港海岸(清水)	大船渡市赤崎町字鳥沢ノ浦～字清水	5.17	護岸	胸壁、樋門、陸門	大船渡市の一部	住宅地、農地
		港	大船渡港海岸(永浜)	大船渡市赤崎町字永浜ノ浦～字清水	7.50	胸壁、水門	胸壁、水門、陸門		住宅地、農地
		港	大船渡港海岸(永浜)	大船渡市赤崎町字永浜～字大立	7.50	胸壁、水門	胸壁、水門、陸門		住宅地、その他
		港	大船渡港海岸(山口)	大船渡市赤崎町字山口～字生形	7.50	胸壁	胸壁、陸門		住宅地、工業地、その他
		水国	跡浜海岸	大船渡市赤崎町跡浜～山口	7.50	胸壁、陸門	胸壁、陸門		住宅地、農地、その他
		水国	普金海岸	大船渡市赤崎町普金	7.50	胸壁、陸門	胸壁、陸門		住宅地、工業地、その他
		港	大船渡港海岸(茶屋前)	大船渡市大船渡町字久ノ下向～字茶屋前	7.50	胸壁、水門	胸壁、水門、樋門、陸門		住宅地、商業業務地、工業地、その他
		港	大船渡港海岸(野々田)	大船渡市大船渡町字茶屋前～字笹崎	7.50	胸壁、水門	胸壁、水門、陸門		住宅地、商業業務地、工業地、その他
		水	大船渡漁港海岸	大船渡市大船渡町字永沢～末崎町字細浦	7.50	胸壁、水門	胸壁、樋門、陸門		住宅地、農地、商業業務地、工業地
		港	大船渡港海岸(湾口)	大船渡市赤崎町字尾崎～末崎町字長磯	-	-	-		湾口防波堤

注1) 代表堤防高は計画堤防高としている。

注2) 受益の地域については、各市町村のまちづくり計画に伴い変更となる場合がある。

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域	
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画	地域	状況
三陸南沿岸 (岩手県)	大船渡市	水	碓子漁港海岸	大船渡市米崎町字大浜	8.00	胸壁、水門		大船渡市の一部	住宅地、農地、林地
		水	泊里漁港海岸	大船渡市米崎町字泊里	12.80	堤防、水門	堤防、樋門		
		水	門の浜漁港海岸	大船渡市米崎町字梅伸～字西脇	12.80	胸壁、護岸、沖合施設、水門	胸壁、樋門・陸間		
		水	只出漁港海岸	陸前高田市小友町字只出～広田町字長洞	10.90	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地、農地、林地
		水国	田の浜海岸	陸前高田市広田町字小長洞	3.10	護岸、消波堤			住宅地、農地
		水	六ヶ浦漁港海岸 (袖野)	陸前高田市広田町字六ヶ浦字袖野	-	-	-		住宅地、農地、商業務地、農地、林地
		水国	大野海岸	陸前高田市広田町大野	10.40	堤防、護岸、沖合施設	堤防、養浜		住宅地、農地
		水	六ヶ浦漁港海岸 (本港)	陸前高田市広田町字六ヶ浦	10.40	堤防、沖合施設、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地、農地
		水	大祝漁港海岸	陸前高田市広田町字大祝～字小祝	-	-	-		農地、林地
		水	三鏡漁港海岸	陸前高田市広田町字黒崎	-	-	-		
		水	根岬漁港海岸 (岩倉)	陸前高田市広田町字岩倉	6.30	胸壁、護岸			住宅地、農地、林地
		水	根岬漁港海岸 (根岬)	陸前高田市広田町字根岬	6.30	胸壁、水門			住宅地、農地
		水	広田漁港海岸 (広田)	陸前高田市広田町字泊	8.10	胸壁	胸壁、樋門・陸間		住宅地、農地
		水	広田漁港海岸 (後浜)	陸前高田市広田町字後浜	8.10	胸壁	胸壁、樋門・陸間		住宅地、農地、林地
		水国	石浜海岸	陸前高田市広田町字御成林	6.30	護岸、沖合施設	社会施設、養浜		住宅地、農地
		水	大陽漁港海岸	陸前高田市広田町字越田～字大陽	8.80	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間	陸前高田市の一部	住宅地、農地
		農	小女農地海岸	陸前高田市小友町字瀬沢～字矢の浦	-	-	-		農地、その他
		水	小女農地海岸	陸前高田市小友町字小女浦	12.50	堤防、樋門	堤防、樋門		住宅地、農地
		水	面替漁港海岸	陸前高田市小友町字面替	12.50	堤防、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地、農地
		水国	勝木田海岸	陸前高田市小友町字金浜～米崎町堂の前	12.50	護岸、消波堤	胸壁		住宅地、商業務地、農地
		水	脇之沢漁港海岸	陸前高田市米崎町字堂の前～字沼田	12.50	堤防、水門	堤防、水門・陸間		住宅地、市街地、商業務地、林地、その他
		水国	高田海岸 (高田松原海岸)	陸前高田市気仙町砂盛～高田町下宿	12.50	堤防、沖合施設、水門、護岸	堤防、水門、養浜		商業務地、その他
		水	長沼漁港海岸	陸前高田市気仙町字長沼	12.50	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸間		住宅地、農地、林地
		水	栗谷漁港海岸	陸前高田市気仙町字古谷～字福伏	12.50	堤防、護岸、水門	堤防、樋門・陸間		住宅地、農地、林地

注1) 代表堤防高は計画堤防高としている。

注2) 受益の地域については、各市町村のまちづくり計画に伴い変更となる場合がある。